

## 4 子ども・障がい福祉局

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、  
 「【地震】」は熊本地震からの創作的復興関係事業、  
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、  
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、  
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

### (1) 子ども未来課 事業体系

頁

総合的な少子化対策 及び子ども・子育て支 援の推進	子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(単)	103
結婚支援	「くまもとスタイル」結婚推進事業【喫緊】	103
	少子化対策総合交付金事業(単)【喫緊】	103
母子保健の推進	健やか母子支援事業(単)	104
	先天性代謝異常等検査事業(単)	104
	未熟児養育医療費助成事業	104
	自立支援(育成)医療費助成事業	104
	小児慢性特定疾病対策事業	105
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	105
	乳幼児医療費助成事業(単)	105
	女性のケア事業【コロナ】	106
	思春期からの性と生を育む事業	106
	不妊対策事業(一部新規)	107
	発達障がい児早期発見・早期支援事業	107
	災害時の子どもの心のケア研修事業【地震】	108
	新生児聴覚検査体制整備事業	108
	旧優生保護法一時金支給事業	108
	結婚・妊娠・出産・子育ての ステージに応じた 切れ目のない支援	子どものための教育・保育給付費
特別保育総合推進事業		109
病児・病後児保育総合推進事業		110
子どもの食育推進事業(単)		110
現任保育士等研修事業		110
保育士修学資金貸付等事業		111
保育士人材確保事業		111
(新)予備保育士確保促進事業【喫緊】		111
産休等代替職員設置費補助事業(単)		112
施設職員退職共済費事業		112
認可外保育施設児童等健康管理支援事業		112
教育支援体制整備事業		113
私立幼稚園教諭人材確保支援事業		113
認定こども園施設整備事業		113
私立幼稚園経常費助成事業		114
私立幼稚園特別支援教育経費補助		114
私立幼稚園子育て支援事業補助		114
子育て家庭への経済 的支援		多子世帯子育て支援事業(単)
	(新)多子・多胎世帯子育て支援総合補助金(単)【喫緊】	115

地域全体での子育て 支援の充実	— 「くまもとスタイル」子育て推進事業【喫緊】	115
	— みんなで子育て推進事業(単)	116
	— 放課後児童クラブ施設整備事業	117
	— 放課後児童健全育成事業等【喫緊】	117
	— 子育て支援強化事業補助事業	117
	— (新)放課後児童健全育成事業等におけるICT 化推進事業(第3次補正分)【コロナ】	118

子ども・子育て支援事業支援計画推進事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,173千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援法 熊本県子ども・子育て会議条例	
令和2年度予算額	2,542千円		

<目的>

県計画を策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。そこで、熊本県子ども・子育て会議における調査審議等を経て、子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び推進を行う。

<事業内容>

県計画の策定及び推進、子ども・子育て会議及び幼保連携型認定こども園調査審議部会の運営等

「くまもとスタイル」結婚推進事業【喫緊】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、2/3、県1/2、1/3
令和3年度予算額	10,503千円	(根拠法令等) 地域少子化対策重点推進交付金	
令和2年度予算額	10,034千円		

<目的>

企業や行政等の「よかボス」の普及促進等により、社会の温かいまなざしで、誰もが結婚や子育てを応援する熊本を創り、結婚への機運醸成を図る。

<事業内容>

結婚を望む人の希望が叶うよう「よかボス企業」等と連携して結婚支援の取組みを行う。

- 1 企業間交流支援センターを設置し、企業・団体等のマッチングにつなげる。
- 2 企業間交流支援センターを中心に、独身社員を対象にした異業種間交流セミナー等を開催する。
- 3 新婚夫婦等に交付したパスポートを「結婚応援の店」に提示することで様々なサービスを受けることができる「まりっくまパスポート」の普及促進を図る。

少子化対策総合交付金事業<sup>①</sup>【喫緊】

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	市町村	負担割合	県3/4、市町村1/4
令和3年度予算額	186,470千円	(根拠法令等) 少子化対策総合交付金交付要項	
令和2年度予算額	186,883千円		

<目的>

少子化対策として、結婚、妊娠、出産に至る一連の取組みを強化し、市町村と一体となって、熊本県の出生数の増加を目指す。

<事業内容>

少子化対策を進めるため、結婚・妊娠・出産に係る次の各事業に総合的に取り組む市町村を支援する。

- 1 市町村が実施する婚活イベントや結婚相談窓口等に取り組む経費を助成する。
- 2 一般不妊治療（人工授精）経費を助成する。
- 3 早産予防対策に係る検査経費を助成する。
- 4 少子化対策に資する市町村の創意工夫事業に対して助成する。

### 健やか母子支援事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,401千円	(根拠法令等) 母子保健法第8条 児童福祉法第19条 地域保健法第3条、第6条、第8条	
令和2年度予算額	1,873千円		

#### <目的>

関係者の資質向上を図るとともに、地域のニーズに合った母子保健施策を展開し、保護者が安心して子どもを産み育てられるための体制を整備する。

#### <事業内容>

- 1 保健所を単位とした母子保健関係者会議の開催
- 2 運動発達に問題のある乳幼児に対するこども総合療育センターの専門職員による巡回相談（宇城保健所、御船保健所を除く）
- 3 ハイリスク妊産婦（産後うつ病等）の支援体制整備のための関係者の連絡会及び研修会の開催
- 4 地域の課題解決に必要な事業の実施（リトルエンジェル支援等）

### 先天性代謝異常等検査事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県（委託先：KMバイオロジクス株式会社）	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	27,351千円	(根拠法令等) 熊本県先天性代謝異常等検査実施要領	
令和2年度予算額	30,077千円		

#### <目的>

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症の20疾患について早期発見、早期治療を図る。

#### <事業内容>

産科医療機関が保護者の同意を得て、日齢4～6日の新生児の血液を採取し、県の委託先であるKMバイオロジクス株式会社において先天性代謝異常等の検査を行う。

### 未熟児養育医療費助成事業

(事業開始年度：昭和33年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	48,535千円	(根拠法令等) 母子保健法第20条 未熟児養育事業の実施について(S62.7.31児発第668号 厚生省児童家庭局長通知) 未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱(H26.5.26厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	
令和2年度予算額	41,258千円		

#### <事業内容>

出生時体重2,000g以下又は生活力が特に弱い赤ちゃん（1歳未満）で、入院治療を必要とする場合に、医療費の自己負担分を助成する制度。

平成25年4月1日に県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

### 自立支援（育成）医療費助成事業

(事業開始年度：昭和29年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	20,090千円	(根拠法令等) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条	
令和2年度予算額	20,237千円		

#### <事業内容>

身体に障がいのある児童で、放置すると障がいが残る可能性があり、手術等の治療によって確実な治療効果が期待される児童（18歳未満）を対象とし、医療費の自己負担分を助成する制度。

平成25年4月1日に県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

### 小児慢性特定疾病対策事業

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	287,002千円	(根拠法令等) 児童福祉法第19条 児童福祉法施行令第22条 児童福祉法施行規則第7条	
令和2年度予算額	283,382千円		

#### <目的>

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費を助成することで健全な育成を図るとともに、相談支援等により自立を支援する。

#### <事業内容>

##### 1 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

- ・対象者：18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳未満）
- ・対象疾患：16疾患群、762疾病

##### 2 小児慢性児童等自立支援事業

NPO法人NEXTSTEP（委託）及び県保健所に小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置して相談支援を行い、必要に応じて自立支援計画の作成を行う。その他にピアカウンセリング、交流会、疾患別勉強会等を開催する。

### 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	市：国1/2 市1/2、 町村：国1/2 県1/4 町村1/4
令和3年度予算額	1,474千円	(根拠法令等) 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（H29.5.30健発0530第12号厚生労働省健康局長通知） 熊本県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	1,457千円		

#### <目的>

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象児童等に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図る。

#### <事業内容>

日常生活用具の給付を希望する対象者の保護者に対し給付の決定を行い、給付に要した費用を支払った市町村に対し助成する。

### 乳幼児医療費助成事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2 (熊本市：県1/6 市町村5/6)
令和3年度予算額	386,686千円	(根拠法令等) 熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領	
令和2年度予算額	422,838千円		

#### <目的>

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。

#### <対象>

満4歳未満児 入院・通院

多子（3人以上）世帯の場合には、就学前までの全子について入院のみ

〔 自己負担額：3,000円/月、市町村民税非課税世帯は 入院2,040円/月、通院1,020円/月 〕  
所得制限：児童手当一般特例給付制限限度額

#### <事業内容>

乳幼児医療費の一部負担を行った市町村に対して助成する。

## 女性のケア事業【コロナ】

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2、4、5：国1/2 県1/2 事業3：県10/10
令和3年度予算額	150,193千円	(根拠法令等) 母子保健法第22条 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.3.28子発0328第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	88,920千円		

### <目的>

女性が、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう支援し、HTLV-1 母子感染予防対策を含め、生涯を通じた健康の保持増進を図る。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制づくりを目指す。

### <事業内容>

- 女性のケア事業(平成15年度～)：妊娠に関する悩みなど女性特有の様々な悩みに対する電話や来所による相談
  - ・助産師等による電話相談 相談対応時間：月曜日～土曜日 9:00～20:00  
電話番号：096-381-4340  
実施機関：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)
  - ・精神科医師による専門相談 相談対応日：隔月1回(要予約、面接)
- HTLV-1 母子感染予防対策事業(平成24年度～)：HTLV-1 母子感染対策協議会、関係者研修会の開催
- 望まない妊娠予防対策事業(平成24年度～)：家族計画等のリーフレット作成
- 妊娠・出産包括支援推進事業(平成27年度～)：市町村が設置主体となる子育て世代包括支援センターの関係者との意見交換会や研修会等開催
- 感染症流行下における妊産婦総合対策事業(令和2年度～)【コロナ】
  - ・分娩の概ね2週間前の妊婦で、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱えるに對してのPCR検査費用の助成。
  - ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院した妊産婦に対する助産師等の家庭訪問等による支援。

## 思春期からの性と生を育む事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：県10/10
令和3年度予算額	1,446千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.3.28子発0328第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	1,448千円		

### <目的>

命や性の大切さや妊孕性等の正しい知識を思春期の子ども達に伝え、予期しない妊娠を防ぎ、ライフデザインを描けるように支援する。

### <事業内容>

- 思春期健康教育事業(平成20年度～)：高校における思春期保健教育講演会、思春期健康教育(ピアエデュケーション)事業の実施、ライフデザイン手帳の作成・配付
- 思春期保健対策事業：思春期保健関係者連絡会、思春期の性に関するQ&A(県ホームページ)による啓発、思春期相談に係る周知カードの作成

## 不妊対策事業（一部<sup>新</sup>）

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 (熊本市補助 国 1 / 2 市 1 / 2)
令和3年度予算額	413,516千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.3.28子発0328第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 国「不育症対策に関するプロジェクトチームによる検討報告」	
令和2年度予算額	165,960千円		

### <目的>

不妊に悩む方への相談対応や特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の助成を行うことにより不妊に悩む方の身体的・精神的・経済的な負担軽減を図る。

また、不育症に悩む方への相談対応や検査費用の助成を行うことにより、身体的・精神的・経済的な負担軽減を図る。

### <事業内容>

- 不妊専門相談事業 不妊等で悩む方を対象とした電話や来所による相談  
 実施機関：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）  
 相談体制：助産師等の専門相談員による電話相談 月～土曜日、午前9時～午後8時  
 産婦人科医師による面接相談：要予約
- 特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の助成  
 対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にあるものも対象）  
 助成回数：妻の治療開始年齢が40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は3回まで  
 （助成を受けた後、出産、または妊娠12週以降の死産に至った場合、回数リセット可）  
 助成内容：1回30万円まで（治療内容によっては10万円まで）  
 所得制限：なし
- 不育症検査費助成事業<sup>新</sup>（令和3年度～）  
 保険適用されている不育症の検査に加え、保険外併用の仕組みで実施した検査費用に対し、上限5万円を助成

## 発達障がい児早期発見・早期支援事業

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	710千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第5条、第6条、第7条 地域生活支援促進事業実施要綱 (H31.3.28障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 母子保健法第10条、第12条、第13条	
令和2年度予算額	730千円		

### <目的>

発達障がいを早期に発見し、関係者がその子の特性に応じた関わりや支援を行うことで、発達障がい児の身近自立や社会性を促進し、また、保護者の育児不安の軽減を図る。

### <事業内容>

保健師等の早期発見・早期支援技術のスキルを向上するための研修会開催や保護者向け手引書の作成・配付

## 災害時の子どもの心のケア研修事業【地震】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	436千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.10.11子発1011第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	436千円		

### <目的>

平成28年熊本地震により被災した子どもへの適切な対応方法等について、関係者の資質向上を図る。

### <事業内容>

- ・保育士、放課後児童支援員、保健師等に対する研修会を開催する。

## 新生児聴覚検査体制整備事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	283千円	(根拠法令等) 「新生児聴覚検査の実施について」(H29.12.28子母発1228第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)	
令和2年度予算額	457千円		

### <目的>

聴覚障がい、早期に発見し適切な支援につなげることで音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として実施する新生児聴覚検査の体制整備を図る。

### <事業内容>

- ・県内産婦人科医療機関等における新生児聴覚検査実施状況調査
- ・新生児聴覚検査協議会を開催し、関係者で課題等について協議

## 旧優生保護法一時金支給事業

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	1,383千円	(根拠法令等) 旧優生保護法一時金支給法 (H31.4.24)	
令和2年度予算額	3,779千円		

### <目的>

旧優生保護法(1948年～1996年)下で不妊手術を強いられた障がい者等に対して、本人等からの請求に基づく一時金の請求受付調査及び相談支援を行う。請求期間は5年間

### <事業内容>

- ・一時金支給に対する電話及び来所相談への対応
- ・一時金支給受付等事務
- ・制度の普及啓発を図るための広報



## 子どものための教育・保育給付費

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	17,943,660千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	18,162,600千円	子ども・子育て支援法第67条、附則第9条第4	

### <目的>

保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の学校教育・保育に要する費用を負担することで、子育て支援を図る。

### <対象>

市町村の確認を受けた施設から教育・保育を受ける子どもの保護者  
 ※保護者が私立保育所から保育の提供を受ける場合は、施設が対象になる。

### <事業内容>

- (1) 子どものための教育・保育給付費負担金(国1/2 県1/4 市町村1/4)  
 保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の運営費の負担
- (2) 子どものための教育・保育給付費補助金(県1/2 市町村1/2)  
 幼稚園(一部)、認定こども園(幼稚園部分)の運営費のうち、市町村が設定する地方単独費用部分への補助
- (3) 子育てのための施設等利用給付交付金(国1/2 県1/2 市町村1/4)  
 認可外保育施設、一時預かり事業等の利用料を無償化する幼児教育・保育の無償化の実施に係る経費

## 特別保育総合推進事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	246,473千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	177,419千円	子ども子育て支援法第67条	

### 1 延長保育事業(国1/3 県1/3 市町村1/3)

#### <目的>

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

#### <対象>

保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育所、家庭的保育事業所

#### <事業内容>

市町村が実施する延長保育事業に対して助成する。

### 2 保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)(国1/3 県1/3 市町村1/3)

#### <目的>

既存の保育所における障がい児を受け入れるために必要な改修等について市町村に対して助成することにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡大を図る。

#### <対象>

当該年度中又は翌年度に障がい児の受入れを予定している保育所

#### <事業内容>

市町村が実施する保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)に対して助成する。

### 3 医療的ケア児保育支援事業(国1/2 県1/4 市町村1/4)

#### <目的>

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

#### <対象>

医療的ケア児の受け入れをしている保育所等

#### <事業内容>

市町村が実施する医療的ケア児保育支援事業に対して助成する。

## 病児・病後児保育総合推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	145,695千円	(根拠法令等) 子ども子育て支援法第67条	
令和2年度予算額	144,542千円		

### <目的>

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

### <事業内容>

集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児を病院・保育所等で一時的に保育する際に必要な運営費等を市町村に対して助成する。

## 子どもの食育推進事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,564千円	(根拠法令等) 熊本県健康食生活・食育推進計画	
令和2年度予算額	1,564千円		

### <目的>

将来にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎づくりとなる乳幼児期に、子ども自身が食生活を営む力を身に付けるとともに、保護者が食生活支援の知識や技術を習得できるよう、人材の育成及び体制づくりを行う。

### <対象>

児童福祉施設等の職員等

### <事業内容>

- (1) 保育所等への指導や支援
- (2) 地域における食育相談の実施
- (3) 児童福祉施設等の食育・給食担当者研修会の実施

## 現任保育士等研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	47,117千円	(根拠法令等) くまもと子ども・子育てプラン 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 保育の質の向上のための研修事業実施要綱 保育士等キャリアアップ研修の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	
令和2年度予算額	47,117千円		

### <目的>

保育士等保育所職員に対する研修会の充実を図り、保育士等の知識や技術を高め、保育所における保育の質の向上を図る。

### <対象>

保育士等保育所職員

### <事業内容>

- 現任保育士等研修会の実施
- 保育士等キャリアアップ研修の実施

## 保育士修学資金貸付等事業

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	負担割合	国 9 / 10 県 1 / 10
令和3年度予算額	25,728千円	(根拠法令等) 保育士修学資金貸付等制度の運営について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	25,840千円		

本事業は、国庫分(9/10)については平成28年度から令和6年度分まで予算措置済みだが、県費分(1/10)については毎年度予算措置する必要がある。

<目的>

保育士資格取得のための修学資金、潜在保育士の再就職時の就職準備金等への貸付を行い、質の高い保育士の養成・確保を図る。

<対象>

指定保育士養成施設において保育士資格の取得を目指す者

保育士資格を取得していながら、保育士として保育所等で就労していない者 等

<事業内容>

- ・貸付期間は2年間を限度とする
- ・貸付額は、月額50,000円以内とする。(就職準備金を加算できる。) 等

## 保育士人材確保事業

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	県、市町村等	負担割合	事業1・2:国 1 / 2 県 1 / 2 事業3:国 3 / 4 県 1 / 8 市町村 1 / 8 事業4:国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	399,606千円	(根拠法令等) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	
令和2年度予算額	408,060千円		

<目的>

新規保育士及び潜在保育士の就職、再就職支援を行うとともに、保育士の業務負担軽減、勤務環境改善の支援により、離職防止を図ることで、保育人材を確保し保育の質の向上や待機児童解消に繋げる。

<事業内容>

- 1 保育士再就職支援コーディネーターの配置事業
- 2 保育士人材確保研修事業
- 3 保育補助者雇上強化事業費補助
- 4 保育体制強化事業費補助

## ⑨ 予備保育士確保促進事業【喫緊】

(事業開始年度:令和3年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 2 市町村 1 / 2
令和3年度予算額	59,856千円	(根拠法令等) 熊本県予備保育士確保促進事業実施要領	
令和2年度予算額	千円		

<目的>

保育のニーズは、出生や育児休業からの復帰、再就職の決定等により年度の後半にかけて増加する。一方で、新規保育士の就職は4月が一般的であることや保育のニーズが増加した一定期間のみにスポット的に保育士を雇用することは困難であることから、増加した保育のニーズに応えることができず、4月以降待機児童は増加する傾向にある。そこで、年度当初から配置基準を超えて予備的に保育士を雇用する保育所等にその経費の一部を補助することで、年度途中の保育のニーズ増加に対応し、待機児童解消に繋げる。

<事業内容>

一定の待機児童を抱える市町村において、年度当初から配置基準を超えて、予備的に保育士を雇用する保育所等に対して、人件費の一部を助成。

## 産休等代替職員設置費補助事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	県1/2 設置者1/2
令和3年度予算額	2,735千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,216千円	熊本県児童福祉施設等産休等代替職員費補助金交付要領	

### <目的>

児童福祉施設等に勤務する職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

### <対象>

- 対象者 民間児童福祉施設等に勤務する職員（政令市を除く）  
 対象期間 出産：出産予定の8週間（多胎児の場合は14週間）前の日から産後8週間を経過する日まで  
 傷病：病休を開始して31日を経過したその日から起算して60日を経過する日まで

### <事業内容>

児童福祉施設等の長が任用した産休等代替職員の任用を承認し、その費用を県が負担する。

## 施設職員退職共済費事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	独立行政法人福祉医療機構	負担割合	国1/3 県1/3 施設1/3
令和3年度予算額	761,545千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	772,757千円	社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条	

### <目的>

民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の支給に要する経費を助成することにより、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。

### <対象>

独立行政法人福祉医療機構と共済契約を結ぶ県内社会福祉施設に勤務する職員

### <事業内容>

独立行政法人福祉医療機構と共済契約者（社会福祉施設経営者）が契約した退職手当金の給付財源の概ね1/3を助成する。

## 認可外保育施設児童等健康管理支援事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	児童分：県1/2 市町村1/2 職員分：国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	829千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	757千円	熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業交付要領	

### <目的>

児童の処遇の向上を図る観点から、一定の基準に達している認可外保育施設で入所児童及び職員の健康診断を行う際に要する経費について助成する。

### <対象>

次の条件を満たしている認可外保育施設とする。

- 1 熊本市以外に所在
- 2 届出制対象施設
- 3 事業所内保育施設（従業員のために設置された保育施設）及びへき地保育所以外の施設
- 4 認可外保育施設指導監督基準（平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の改正について」の別添）の1～4に概ね適合する施設

### <事業内容>

補助内容：嘱託手当の助成（入所児童及び職員の健康診断実施のための助成）

補助基準額：児童健康診断経費補助 1施設当たり133,000円以内（経費に3/4を乗じた額との比較上限額）  
 職員健康診断経費補助 1市町村当たり354,000円以内

## 教育支援体制整備事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県（事業3のみ県及び指定都市）	負担割合	事業1、2、4：国1/2 事業所1/2 ※事業1の幼稚園においては国1/3 事業所2/3 事業3：国1/2 県1/2 ※指定都市においては国1/2 市1/2 事業5：国3/4 事業所1/4
令和3年度予算額	65,567千円	(根拠法令等) 教育支援体制整備事業交付金交付要綱 教育支援体制整備事業交付金交付要領	
令和2年度予算額	51,095千円		

### <目的>

認定こども園等における教育支援体制の整備等に要する経費を助成することにより、幼児教育の質の向上を図る。

### <事業内容>

1. 私立幼稚園緊急環境整備事業
2. 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援事業
3. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
4. 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業
5. 園務改善のためのICT化支援事業

## 私立幼稚園教諭人材確保支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/4 県1/4 園1/2
令和3年度予算額	20,304千円	(根拠法令等) 私学振興助成法第1条・9条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱 熊本県私立幼稚園教員の人材確保のための処遇改善事業費補助金交付要項	
令和2年度予算額	13,029千円		

### <目的>

私立幼稚園教員の処遇改善に要する経費を助成することにより、教員の確保を図る。

### <対象>

通常のベースアップを超える給与改善を行った幼稚園

### <事業内容>

・給与改善を行った幼稚園に対し、通常のベースアップを超える部分に対して助成する。

※H31年度から予算は私立幼稚園経常費助成事業に統合

## 認定こども園施設整備事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2、市町村1/4
令和3年度予算額	387,705千円	(根拠法令等) 認定こども園施設整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金実施要領 等	
令和2年度予算額	310,638千円		

### <目的>

認定こども園の施設整備に要する経費を助成することにより、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備の促進を図る。

### <対象>

学校法人及び社会福祉法人の設置する幼稚園、保育所、幼保連携型認定子ども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園

### <事業内容>

幼保連携型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の幼稚園機能部分の新設、修理改善等

## 私立幼稚園経常費助成事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	私立幼稚園	負担割合	定額
令和3年度予算額	450,112千円	(根拠法令等) 私学振興助成法第1条・9条	私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱 熊本県私立学校経常費補助金交付要項
令和2年度予算額	413,585千円		

<目的>

私立幼稚園における経常的に必要な経費を助成することにより、教育条件の維持、向上及び経営の健全化、幼児の修学上の経済的負担の軽減等を図る。

<対象>

幼稚園及び認定こども園の経営に要する経常的経費

<事業内容>

(1) 私学助成園に対する助成

一般分：学校数、学級数、生徒数、教職員数、教職員人件費、学校の特別教育活動等に応じた配分  
特色ある私学教育助成分：一種免許状保有促進、財務改善状況に応じた配分

(2) 新制度移行幼稚園に係る特色分

認定こども園等の教育の質の向上(幼稚園教諭一種免許状保有促進)及び財務改善を行う園に対する助成

## 私立幼稚園特別支援教育経費補助

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	学校法人	負担割合	(2人以上就園) 国1/2 県1/2 (1人就園) 県10/10
令和3年度予算額	181,496千円	(根拠法令等) 私立高等学校等経常費補助金(幼稚園特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱 熊本県私立幼稚園等特支援教育経費補助金交付要項	
令和2年度予算額	182,672千円		

<目的>

特別支援教育に必要な経費を助成することにより、障がい児受け入れの促進を図る。

<事業内容>

障がい児を受け入れている学校法人立幼稚園及び認定こども園が実施する特別支援教育に要する経費に対して助成する。

## 私立幼稚園子育て支援事業補助

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	学校法人	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	25,270千円	(根拠法令等) 私立高等学校等経常費補助金(過疎・教育改革推進経費)交付要綱 熊本県私立幼稚園子育て支援事業補助金交付要項	
令和2年度予算額	31,588千円		

<目的>

核家族化・地域の子育て支援力の低下等が進んでいることから、私立幼稚園の機能を活かした地域の子育て支援の推進を図る。

<事業内容>

幼稚園が実施する預かり保育推進事業(通常預かり保育・休業日預かり保育・長期休業日預かり保育)及び子育て支援活動に要する経費に対して助成する。

**多子世帯子育て支援事業**①

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2
令和3年度予算額	476,386千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	407,633千円	熊本県多子世帯子育て支援事業補助金交付要領	

<目的>

子育て支援施策の一つである「子育て家庭への経済的支援」の一環として、児童が3人以上いる多子世帯の保育料の軽減又は無料化を図る。

<事業内容>

認可保育所等に入所している保育認定を受けた第3子以降の満3歳未満児の保育料を軽減又は無料化。

**② 新 多子・多胎世帯子育て支援総合補助金**①【喫緊】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2、市町村1/2
令和3年度予算額	50,696千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額		多子・多胎世帯子育て分野支援総合補助金交付要領	

<目的>

多様な子育てスタイルに対応し、多子・多胎世帯に対する精神的負担及び経済的負担の軽減策を講じることで、切れ目ない支援の実現を図る。

<事業内容>

- 1 在宅多子・多胎世帯育児サービス促進事業  
在宅で養育している0～2歳の多子又は多胎児を育児する世帯(所得要件あり)へ育児サービス利用料を助成する。
- 2 放課後児童クラブ利用サポート事業  
兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブの利用している多子世帯(所得要件あり)の放課後児童クラブ利用料を助成する。

**「くまもとスタイル」子育て推進事業**【喫緊】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、2/3、県1/2、1/3
令和3年度予算額	20,921千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,956千円	地域少子化対策重点推進交付金	

<目的>

企業や行政等の「よかボス」の普及促進等により、社会の温かいまなざしで、誰もが結婚や子育てを応援する熊本を創り、子育てしやすい環境整備を図る。

<事業内容>

企業や行政等の「よかボス」の登録推進を図り、「よかボス企業」等と連携して、結婚や子育ての機運醸成のための取組を行う。

- 1 「よかボス企業」の普及促進を図る。
- 2 「よかボス企業」が取り組む結婚、妊娠・出産、子育て等に関するセミナー等の活動(ラボ推進活動)支援。
- 3 多様な働き方(子連れ出勤や子連れコワーキング)に関する取組みや、子どもと子育てに優しいまなざしキャンペーンの実施により、子育てを応援する社会の機運醸成を図る。

## みんなで子育て推進事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	6,367千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,367千円	くまもと子ども・子育てプラン	

### <目的>

未婚者や子育て家庭の父親をはじめ県民全体に対して子育てについてのポジティブなメッセージを発し、それを受け止めてもらうことによって、「子育てが楽しい」と感じる県民の増加につなげるとともに、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供することで、子育て中の母親や父親を応援し、子育ての環境改善と地域ぐるみで子育てを支援していく。

### <事業内容>

#### 1 県民意識啓発事業

子育て情報誌、実践事例集、パンフレット、ホームページにより子育て支援に関する情報を提供し、社会全体で子ども・子育てを支えていく県民意識の啓発を図る。

#### 2 くまもと子育て応援プロジェクト

著名人や子育て支援関係者などが、それぞれの経験・活動等を通して「子育ての楽しさ、素晴らしさ」などを語る「基調講演」や参加者が育児の悩み等を語り合い、情報交換する「分科会」を行う。(主催：くまもと子育て応援プロジェクト実行委員会、県、熊本放送)

#### 3 くまもと子育て応援の店・企業推進事業

子育てを支援する企業、店舗等を「子育て応援団」として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発の輪を広げる。

#### 4 ファミリー・サポート・センター設置推進事業

ファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の支援を行う。

### お出かけするなら子育て応援の店へ！

子育てを支援する企業、店舗などを応援団として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより子育て家庭を応援します。

#### 【応援団の種類】

##### ①子育てとくとく応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスを提供します。

##### ②子育てあったか応援団

子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーや授乳スペースなどの提供によりお出かけしやすい環境の整備などを行います。

##### ③子育て従業員応援団

企業などが仕事と子育ての両立を支援するため従業員の子育て環境を整備します。登録しているお店の情報はこちらから。

<http://www.hapimon.jp/list00525.html>



(九州子育て応援シンボルマーク)



## 放課後児童クラブ施設整備事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3 (一部:国2/9 県2/9 市町村2/9 社会福祉法人等1/3)
令和3年度予算額	117,106千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援整備交付金要綱	
令和2年度予算額	132,360千円		

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の学校終了後の一時預かりである放課後児童クラブの設置促進を図る。

<事業内容>

市町村、社会福祉法人等に対し、放課後児童クラブ施設整備費を助成する。

## 放課後児童健全育成事業等【喫緊】

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	1,282,858千円	(根拠法令等) 児童福祉法第6条の3第2項	
令和2年度予算額	1,193,246千円		

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の育成・指導に資するため、遊びを主とする児童クラブ活動を通して、児童の健全育成の向上を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する。

<対象>

小学生

<事業内容>

- 1 市町村が実施又は助成する放課後児童クラブ運営費等を助成する。
- 2 放課後児童支援員の資質の向上のために研修会を実施する。
- 3 放課後児童支援員認定資格研修を実施する。

## 子育て支援強化事業補助事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	512,807千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	471,233千円		

<目的>

市町村が実施する子育て支援事業に対して助成することにより、児童及びその家庭の福祉の向上、子どもの健やかな育ちの支援を行う。

<事業内容>

市町村が実施する子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、利用者支援事業に対し助成する。

⑨ 放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業（第3次補正分）【コロナ】

（事業開始年度：令和3年度）

実施主体	市町村	負担割合	国1/3、県1/3、市町村1/3
令和3年度予算額	116,834千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援交付金	
令和2年度予算額			

<目的>

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

<事業内容>

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業において、利用児童等の入退出の管理や、オンラインを活用した会議、相談支援に必要なICT機器の導入に要する経費を助成する。

## 4 子ども・障がい福祉局

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は単独事業、  
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、  
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、  
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、  
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

### (2) 子ども家庭福祉課 事業体系

頁

母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援	母子家庭、寡婦、父子家庭の自立への支援	児童扶養手当支給事業	120	
		母子父子寡婦福祉資金の貸付(単)	120	
		母子父子寡婦福祉資金償還促進事業(単)	121	
		母子家庭等就業・自立支援センター事業【コロナ】	121	
		母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	122	
		母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	122	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	123	
		ひとり親家庭等相談事業(単)	123	
		県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助(単)	123	
		ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置	124	
		ひとり親家庭等医療費助成事業(単)	124	
		ひとり親家庭等学習支援・交流事業【喫緊】	124	
		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	125	
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	125	
		子どもの貧困対策推進事業(単)	125	
		(新)子ども食堂等応援事業【喫緊】	126	
子育てへの多様な支援	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	産前・産後母子支援事業	126	
		子育て相談の充実	子ども相談員事業(単)	127
			児童相談所(中央・八代)相談事業等(単)	127
			こんにちは赤ちゃん事業費等補助	128
		子育て家庭への経済的支援	児童手当市町村交付金	128
健やかな子どもの育成	子どもの自立支援の推進	児童養護施設等及び里親委託に係る措置費	129	
		県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁	129	
		市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金	129	
		清水が丘学園運営費	129	
		児童保護費負担金徴収促進事業(単)	130	
		児童家庭支援センター事業	130	
		子ども虐待防止総合推進事業	131	
		里親推進事業	131	
		子ども・若者育成支援推進事業(単)	132	
		子ども・若者総合相談センター事業(単)	132	
		児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業	132	
		(新)社会的養護自立支援事業	133	
		(新)児童養護施設等における新型コロナウイルス対策支援事業(3次補正分)【コロナ】	133	
		DV対策の推進	DV被害者の保護・自立支援	DV対策支援事業
DV対策強化事業(単)	134			

## 児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県(町村分のみ)	負担割合	国1/3 県2/3
令和3年度予算額	1,725,753千円	(根拠法令等) 児童扶養手当法	
令和2年度予算額	1,712,468千円		

### <目的>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。

### <対象>

父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある状態にある者。)等を監護している父母や父母にかわって児童を養育している者。

### <事業内容>

児童扶養手当の支給  
手当額

(令和3年4月1日現在)

	全額支給	一部支給
児童1人	月額 43,160円	月額 43,150円～10,180円(10円単位)
2人	10,190円加算	10,180円～5,100円
3人以上	1人につき 6,110円加算	1人につき6,100円～3,060円加算

児童扶養手当受給者数

(令和3年3月末現在)

生別世帯	死別世帯	未婚の世帯	父母が障がい者の世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	その他の世帯	計	
離婚 2,776	その他 1	22	294	8	6	3	93	3,203

## 母子父子寡婦福祉資金の貸付(単)

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県(母子父子寡婦福祉資金特別会計事業)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	98,577千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項	
令和2年度予算額	94,976千円		

### <目的>

ひとり親家庭の父母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童の福祉を増進する。

### <対象>

- ・ひとり親家庭の父母、児童及び母子・父子福祉団体
  - ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子(所得制限あり)
- ※いずれも政令市・中核市を除く市町村在住者(政令市・中核市は別途実施)

### <事業内容>

- 貸付金の種類  
事業開始資金等母子福祉資金12種類、父子福祉資金12種類、寡婦福祉資金12種類
- 貸付金の財源
  - (1)一般会計からの繰入金
  - (2)国からの借入金
  - (3)貸付金の償還金
  - (4)附属雑収入

年度	貸付件数	貸付総額
平成28年度実績	207件	80,045千円
平成29年度実績	182件	84,807千円
平成30年度実績	192件	89,012千円
令和元年度実績	178件	92,070千円
令和2年度実績	144件	79,044千円

## 母子父子寡婦福祉資金償還促進事業(単)

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,520千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,467千円	熊本県母子父子寡婦福祉資金償還協力員服務要領	

### <目的>

母子父子寡婦福祉資金の償還について指導し、滞納金の徴収を進める。

### <対象>

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者

### <事業内容>

各地域振興局福祉課に償還協力員(令和3年3月現在 計12人)を配置し、回収に努める。

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業【コロナ】

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県 (委託先: 県ひとり親家庭福祉協議会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	9,968千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	9,185千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第29条、第30条 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要項	

### <目的>

心理面のアプローチも考慮した就業の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供することにより、母子家庭等の自立を支援する。

また、専門家による相談体制の整備等生活支援サービスを併せて提供することにより、生活の安定を図る。

### <対象>

熊本市を除くひとり親家庭の父母及び寡婦。(夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

### <事業内容>

#### 1 就業相談・情報提供

就業支援員及び就業相談員が母子家庭の母等の就業相談に応じ、心理面のアプローチも考慮した職業能力の適性、職業訓練の必要性、求人情報の提供等、適切な助言等を行う。

#### 2 就業支援講習会の実施

介護福祉士実務者研修等就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催する。

#### 3 特別相談

養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪質商法など法律に関する諸問題や生活上の諸問題に対応するため、弁護士による助言を行う。(弁護士による相談は月2回程度)

相談 日：火～金 9:00～19:00

土日祝 9:00～17:00

※弁護士への相談の前に事前に相談員が面接又は電話で相談を受ける。

実施 場所：〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘34-23母子・父子休養ホームしらゆり内

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター (TEL:096-331-6736)

## 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
令和3年度予算額	133千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領	
令和2年度予算額	105千円		

### <目的>

ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

### <対象>

県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の父母であって、次の要件を全て満たすもの

- 1 児童扶養手当支給水準の所得水準であること
- 2 その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

### <事業内容>

県が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。

支給額：一般教育訓練・特定一般教育訓練に係る講座 受講料の6割相当額（上限 20万円、下限 12千円）  
 専門実践訓練に係る講座 受講料の6割相当額（上限 修学年数に20万円を乗じた額又は80万円のいずれか低い額、下限12千円）

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

## 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
令和3年度予算額	44,768千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領	
令和2年度予算額	39,134千円		

### <目的>

ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

### <対象>

県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の父母であって、次の要件を全て満たすもの。

- 1 児童扶養手当支給水準の所得水準であること。
- 2 修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。
- 4 高等職業訓練給付金事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者であること。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士

### <事業内容>

経済的自立に効果的な上記の資格を取得するために1年以上修業する場合に生活費の負担軽減のための給付を行う。

#### 1 高等職業訓練促進給付金

支給期間：修業期間の全期間(上限3年。ただし、資格取得に4年以上の課程の履修が必要な場合は4年)

支給額：市町村民税非課税世帯 月額 100,000円 (平成23年度以前に修学を開始した者は、月額141,000円)

市町村民税課税世帯 月額 70,500円

※課程修了までの期間の最後の12月は市町村民税非課税・課税世帯ともに月額4万円の増額

#### 2 高等職業訓練修了支援給付金

支給：修了日を経過した日以降に支給

支給額：市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円

## ひとり親家庭等日常生活支援事業

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	市町村 (熊本市を除く)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	3,484千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条 熊本県母子家庭等日常生活支援事業実施要項	
令和2年度予算額	2,764千円		

### <目的>

ひとり親家庭の父母及び寡婦が、自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図る。

### <対象>

技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているひとり親家庭の父母及び寡婦。

### <事業内容>

一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、又は日常生活を営む上で特に大きな支障が生じている場合に、要請に基づき家庭生活支援員を派遣する。

[提供するサービスの種類及び内容] ※利用世帯の所得状況に応じて一部負担あり

- 1 生活援助 (家事、介護その他の日常生活の便宜)
- 2 子育て支援 (保育サービス及びこれに附帯する便宜)

## ひとり親家庭等相談事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10 (一部 国 10 / 10)
令和3年度予算額	27,458千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条 熊本県母子・父子自立支援員設置要項	
令和2年度予算額	26,264千円		

### <目的>

ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

### <対象>

ひとり親家庭の父母、寡婦等

### <事業内容>

- 1 各種の問題に対する相談業務
- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付関係業務

※各福祉事務所に母子・父子自立支援員1名(計9名)を配置し、ひとり親家庭等に対する相談、助言等を行う。

## 県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和43年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和3年度予算額	522千円	(根拠法令等) 県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助金交付要領	
令和2年度予算額	522千円		

### <目的>

母子及び父子並びに寡婦福祉事業の振興を図るため、熊本県ひとり親家庭福祉協議会へ助成する。

### <対象>

社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会

### <事業内容>

熊本県ひとり親家庭福祉協議会が実施する次の事業に対して助成する。

- 1 ひとり親家庭の父母及び寡婦への相談事業
- 2 職業指導事業
- 3 新入学児童お祝い事業 など

## ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県	負担割合	—
令和3年度予算額	— 千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第27条	
令和2年度予算額	— 千円	公営住宅法	

### <目的>

ひとり親家庭の生活向上を図るために、住居の安定を期する。

### <事業内容>

条例に定める県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭に対し、入居にあたっての優遇措置（抽選倍率を2倍に優遇）を行う。

※建設・管理は住宅課所管

## ひとり親家庭等医療費助成事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/3 市町村1/3 自己負担1/3 (熊本市は県1/9 市5/9 自己負担3/9)
令和3年度予算額	153,676千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	153,229千円	熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要領	

### <対象>

ひとり親家庭等の父又は母と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童扶養手当所得限度額(一部支給)に準じた所得制限あり)

### <事業内容>

ひとり親家庭等における父又は母と児童の健康を保持し、その経済的負担を軽減することにより、家庭生活の安定を図るため、ひとり親家庭等の医療費を助成する。

[令和2年度実績] 受給資格者数：49,341人、助成延件数：264,909件、補助総額：143,207千円

## ひとり親家庭等学習支援・交流事業【喫緊】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2(4の事業のみ県10/10)
令和3年度予算額	18,109千円	(根拠法令等) 「地域の学習教室」事業実施要項、「地域の学習教室」事業運用指針、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(H28.4.1雇児発0401第31号 厚労省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	13,505千円		

### <目的>

ひとり親家庭等の子ども達の学習の支援や相互交流の促進を通じて、子ども達が夢をもち、夢を実現できる社会の実現を目指す。

### <事業内容>

本事業においては、上記目的の達成のために、次の事業を行う。

#### 1 地域の学習教室事業

ひとり親家庭等の子ども達の安らぎの場、学習の場としての「地域の学習教室」を県内各地に展開する。

「地域の学習教室」では、ボランティアによる「学習支援員」が指導にあたるほか、学習の場についても、社会福祉施設等から場所の提供を受けることで、子ども達は無償、もしくは1回100円以内の実費で教室に通うことができる。R3年度から、学習支援員の確保が困難な地域において、オンラインで学習支援を行う教室を設置する。

#### 2 ひとり親家庭応援の塾事業

ひとり親家庭の子ども達を割引料金で受け入れる「ひとり親家庭応援の塾」を募り、県ホームページで公開する。

#### 3 交流事業

上記学習支援員や、ひとり親家庭相互の交流を促進するために、交流会や事例発表会を開催する。

#### 4 地域の学習教室の拡充及び居場所機能の充実

世帯の属性を問わず、支援が必要な子どもに対する学習教室を実施するとともに、居場所機能の充実に目的とした体験活動やイベント等を実施する。

#### 5 子どもカフェ事業

地域の学習教室に相談対応機能を有する「子どもカフェ」を併設し、子どもや保護者が最寄りの地域で気軽に相談できる場所を提供する。



## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(事業開始年度:平成28年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
令和3年度予算額	120千円	(根拠法令等) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 (H27.4.10 雇児発 0410 第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	150千円		

### <目的>

高等学校を卒業していないひとり親及び子が高卒認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講料の6割を補助し、受講料負担の軽減を図るとともに学び直しを支援する。

### <事業内容>

県が指定する高卒認定試験の合格を目指す講座を受講した場合、講座修了後及び試験合格後(受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格)に受講料の一部を支給する。

- 支給額: 1 受講修了時給付金 受講料の4割相当額(上限10万円、下限4千円)  
2 合格時給付金 受講料の2割相当額(上限1との合計で15万円)

対象講座: 高卒認定試験の合格を目指す講座として県が適当と認めたもの

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助

(事業開始年度:平成28年度)

実施主体	熊本県社会福祉協議会	負担割合	国 9 / 10 県 1 / 10
令和3年度予算額	2,390千円	(根拠法令等) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱 (H28.3.7 厚生労働省雇児 0307 第8号厚生労働事務次官通知)	
令和2年度予算額	2,390千円		

### <目的>

高等職業訓練促進給付金を活用して看護師等の養成機関に在学し資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得及び自立促進を図ることを目的とした貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に助成する。

### <事業内容>

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に入学準備金、養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に就職準備金の貸付けを行う熊本県社会福祉協議会に助成する。

- 貸付額: 1 入学準備金 上限50万円  
2 就職準備金 上限20万円

## 子どもの貧困対策推進事業<sup>①</sup>

(事業開始年度:平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和3年度予算額	5,115千円	(根拠法令等) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年6月26日法律第64号)	
令和2年度予算額	7,752千円		

### <目的>

子どもの貧困問題をめぐる社会的な関心が高まる中、平成29年度に実施した子どもの生活実態調査結果を踏まえ、貧困問題に対する啓発等を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な取組みが行われるよう、市町村への支援を行う。

### <事業内容>

#### ①啓発事業

子どもの貧困対策を推進するため、関係機関や県民等を対象とした啓発イベントを開催する。

#### ②市町村支援事業

市町村における子どもの貧困対策を実施するための現状や課題等の把握、関係機関による支援の検討や実施等に要する経費を補助する。(上限500千円)

**新** 子ども食堂等応援事業【喫緊】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,589千円	(根拠法令等) 地域子供の未来応援交付金交付要綱(平成28年2月9日内閣総理大臣決定)	
令和2年度予算額	-千円		

<目的>

子ども達に食事や居場所を提供するなど重要な役割を担っている子ども食堂の活動・開設を支援することで、より多くの子ども達が身近な地域で安全に安心して子ども食堂を利用できる環境を整える。

<事業内容>

子ども食堂の新規立ち上げや運営をサポートするため、コーディネーターの配置や講習会の開催等を行う。

**産前・産後母子支援事業**

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	6,650千円	(根拠法令等) 産前・産後母子支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	7,000千円		

<目的>

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関等(母子生活支援施設、乳児院、助産所、NPO法人等)に特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を行う相談員を配置することで、特定妊婦の発見率の向上、妊産婦の支援体制を強化し、児童虐待の予防につなげていく。

<事業内容>

産科医療機関等に相談員を配置するとともに、相談員が市町村(児童福祉主管課、母子保健主管課)、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター、助産院、保健所等とのコーディネーター役となり、関係機関が妊産婦を包括的に支援する体制を構築する。

子ども相談員事業(単)

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	24,317千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	22,223千円	熊本県子ども相談員設置要項、子ども相談員の職務について	

<目的>

地域における児童の健全育成を図るため、福祉事務所を単位として、相談員を配置する。

<対象>

児童及び保護者

<事業内容>

家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項に係る相談指導業務

<相談件数>

年度	性 格 ・ 生 活 等	知 能 ・ 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
			人 関 係	登 拒 校 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
H28	279	180	96	569	432	25	324	421	418	490	146	3,380
H29	231	140	64	555	286	44	431	324	478	448	119	3,120
H30	181	91	25	510	316	22	468	252	580	434	106	2,985
R1	223	93	71	508	335	23	491	416	541	542	204	3,447

児童相談所（中央児童相談所・八代児童相談所）相談事業等(単)  
(相談事業及び巡回相談判定事業)

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	18,886千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	18,899千円	児童福祉法第12条	

<目的>

児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童の家庭状況、生活歴や性格行動などを、調査・判定し、それらに基づいて指導を行う。

<事業内容>

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

<相談件数>

	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
H27	704	103	18	196	11	31	1,984	18	34	40	132	47	6	41	133	3,498
H28	747	101	22	215	8	29	2,273	14	17	30	143	52	4	56	111	3,822
H29	840	108	30	207	7	32	2,549	10	25	38	132	44	3	55	69	4,149
H30	997	106	20	162	5	34	2,754	0	22	39	114	42	2	48	84	4,429
R1	1,257	101	15	162	3	38	2,727	0	30	33	96	45	0	160	97	4,764

## こんにちは赤ちゃん事業費等補助

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3
令和3年度予算額	28,213千円	(根拠法令等) 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱 (H26. 5. 29雇児発第0529第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 養育支援訪問事業実施要綱 (H26. 5. 29雇児発第0529第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	25,327千円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱 (H26. 5. 29雇児発第0529第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	

### <目的>

市町村における訪問事業により、養育支援が必要な児童や保護者、妊婦等を把握し、その養育が適切に行われるよう必要な訪問による支援を行い、この訪問事業と要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資する。

### <対象>

市町村

### <事業内容>

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）  
生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う
- 養育支援訪問事業  
上記1の訪問事業等により把握した監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行う。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員の専門性を図る取組みやネットワークを構成する関係機関の連携強化を図る取組みを支援する。

## 児童手当市町村交付金

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	市町村（公務員分にあつては所属庁）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	4,309,393千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,389,195千円	児童手当法	

### <目的>

児童手当の一部として支給される児童手当相当分について、県負担分を市町村に交付することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。

### <事業内容>

支給対象	手当月額	負担割合(※1)				対象児童数 (平成31年2月末)		
		国	事業主	県	市町村			
0～ 3歳未満	被用者	15,000円	16/45	21/45	4/45	4/45	29,989人	
	非被用者	15,000円	4/6		1/6	1/6	6,888人	
3歳～ 小学校修了前 (※2)	被用者	1子・2子	10,000円	4/6		1/6	1/6	87,825人
		3子以降	15,000円	4/6		1/6	1/6	17,546人
	非被用者	1子・2子	10,000円	4/6		1/6	1/6	21,623人
		3子以降	15,000円	4/6		1/6	1/6	5,293人
中学生	被用者	10,000円	4/6		1/6	1/6	30,889人	
	非被用者						8,391人	
特例給付（所得制限以上）(※3)		5,000円	4/6		1/6	1/6	11,260人	

※1 公務員分については所属庁が10/10負担する。

※2 小学校修了前とは、12歳到達後最初の年度末までのこと。

※3 所得制限は、税法上の扶養親族等の数により異なる（例：扶養親族等が3人の場合960万円以上）。

## 児童養護施設等及び里親委託に係る措置費

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,598,497千円	(根拠法令等) 児童福祉法第50条	
令和2年度予算額	2,577,542千円		

### <目的>

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と思われる児童を施設や里親に委託し、保護育成を図る。

### <事業内容>

児童相談所を通じて、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院への入所措置や里親への委託を行った際に、必要な経費（保護者の負担分を除く）を支弁する。

## 県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	76,154千円	(根拠法令等) 児童福祉法第50条	
令和2年度予算額	71,651千円		

### <目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

### <事業内容>

県の福祉事務所長が児童福祉法第22条（助産所への入所）及び第23条（母子生活支援施設への入所）に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用（入所利用者の自己負担分を除く）を支弁する。

## 市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	市	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
令和3年度予算額	18,959千円	(根拠法令等) 児童福祉法第55条	
令和2年度予算額	15,871千円		

### <目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

### <事業内容>

市の福祉事務所長が児童福祉法第22条（助産所への入所）及び第23条（母子生活支援施設への入所）に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用（入所利用者の自己負担分を除く）の一部を負担する。

## 清水が丘学園運営費

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	61,528千円	(根拠法令等) 児童福祉法第44条（児童自立支援施設）	
令和2年度予算額	64,125千円		

### <目的>

児童福祉法に基づいて設立された児童福祉施設に、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の元から通わせて、個々の児童の状況に応じ、必要な指導を行いその自立を支援することを目的とする。

### <事業内容>

1 生活指導 2 職業指導 3 家庭環境の調整 (入所定員 50名)

※熊本市立京陵中学校清水が丘分校、熊本市立高平台小学校清水が丘分教室として設置

## 児童保護費負担金徴収促進事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,933千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,618千円	児童福祉法第56条・児童福祉法施行細則第11条	

### <目的>

児童相談所に児童保護費負担金徴収専門員を設置し、児童保護費負担金滞納金の徴収に努め、未収金の解消を図る。

### <事業内容>

児童福祉施設への入所措置については、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて費用を徴収できることとされている。この保護費負担金滞納金の徴収を進め、収納率を向上させるため、徴収専門員の設置、訪問納入指導の強化、電話での納入指導の強化などを行う。

## 児童家庭支援センター事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県(委託先：社会福祉法人慈愛園他)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	77,896千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	25,933千円	児童福祉法第44条の2、第26条第1項第2号	

### <目的>

市町村や家庭からの要保護・要支援児童に係る相談に対して、援助や指導を行い、併せて児童相談所や児童福祉施設との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

### <事業内容>

相談・支援担当職員及び心理療法担当職員が24時間体制で次の対応をする。

- 1 家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 2 児童相談所からの委託を受けて児童及び保護者に対する指導を行う。
- 3 里親やファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を行う。
- 4 関係機関等との連絡調整を行う。

## 子ども虐待防止総合推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2 他
令和3年度予算額	53,598千円	(根拠法令等)	児童虐待防止対策支援事業実施要綱 (H17.11.11雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
令和2年度予算額	52,423千円		

### <事業内容>

近年急増している児童虐待の解消を目指し、保健・医療・教育・福祉・警察・司法などの関係機関との間に虐待の共通認識と連携協力体制を構築し、虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に努め、被虐待児とその家族を支援するための総合的な援助体制（ネットワーク）づくりを推進する。

- 1 子ども虐待防止関係機関連携強化事業  
児童虐待防止体制の強化を図るため、関係機関に対して研修や機関相互の情報交換を実施する。
- 2 子ども虐待防止地域支援ネットワーク事業  
地域振興局単位の構築した地域ネットワークの実務レベルの連携強化や対応能力の向上を図るとともに市町村域でのネットワーク構築を支援する。
- 3 児童虐待防止対策支援事業  
(1)主任児童委員の人材育成、(2)虐待事案に対する弁護士・医師からのアドバイス体制の整備、(3)虐待を行った保護者の心理ケア等を行う。
- 4 子ども虐待防止支援事業（ラッコ・だっこ・なかま、ひだまりの会）  
被虐待児やその家族に対し週1回、作業療法士や心理療法士によるカウンセリング、創作活動等の作業療法、集団心理療法を実施する。
- 5 児童虐待防止及び対応充実強化事業  
児童虐待の早期対応や被虐待児へのフォローアップのための情報収集、訪問ケアを行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図る。
- 6 子どもの権利啓発キャンペーン  
11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、子どもの人権啓発のための講演会や街頭啓発キャンペーンを実施する。
- 7 身元保証人確保対策事業  
児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し支払った保険料について助成する。
- 8 児童相談所機能強化事業  
虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等の強化のための人員を配置する。
- 9 児童相談所職員の資質向上事業  
関係職員の資質の向上や、児童の安全確認等の実践力向上のため、各種研修会等へ参加する。
- 10 児童相談所機能強化緊急対策事業  
新プラン（児童虐待防止対策体制総合強化プラン H30.12）に基づき、児童相談所の体制強化に伴う人材育成等を実施する。

## 里親推進事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	95,806千円	(根拠法令等)	児童福祉法第50条 里親支援機関事業の実施について (H29.4.1雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
令和2年度予算額	42,307千円		

### <目的>

里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図る。

### <事業内容>

里親制度の普及促進や里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施する。また、新規里親の開拓を目的として、里親出前講座を実施する。

## 子ども・若者育成支援推進事業(単)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	218千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	218千円	子ども・若者育成支援推進法	

### <目的>

ニート、ひきこもり、不登校生徒や中途退学者等の支援を行うための関係機関による総合的な地域ネットワークを形成し、連携して継続した支援を行うことで、それぞれの個性や力を発揮させ「自己実現のできる社会」を目指す。

### <事業内容>

子ども・若者支援地域協議会の運営、子ども・若者支援マップの作成・配布による相談窓口や支援の周知及び子ども・若者よりそいシンポジウムの開催等による周知啓発。

## 子ども・若者総合相談センター事業(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：学校法人 松本学園)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	20,722千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,778千円	子ども・若者育成支援推進法	

### <目的>

ニート、ひきこもり、不登校、非行等の社会的自立が困難な子ども・若者の相談を受け、総合的なアセスメントを行い、適切な支援機関に繋ぐことで子ども・若者の社会参加や社会的自立を図る。

### <事業内容>

- 1 電話及び来所による相談を受け、ケース検討(アセスメント)を行い、適切な支援機関に繋ぐ。
- 2 支援対象者への訪問等によるアプローチ
- 3 支援機関に繋がっていない対象者への同行支援
- 4 当事者会や家族会等の自助組織の育成
- 5 対象者を相談や支援に導く普及啓発

## 児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	社会福祉法人	負担割合	国9/10 県1/10
令和3年度予算額	2,852千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,058千円	平成28年度(平成27年度からの繰越分)児童虐待・DV対策等総合支援事業費(児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業分)の国庫補助について(H28.6.29厚生労働省発雇児0629第7号厚生労働事務次官通知)	

### <目的>

- ・ 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所し就職した者、大学等へ進学した者のうち、保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額の貸付けや生活費の貸付けを行う。
- ・ 児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付けを行う。

### <事業内容>

#### 1 貸付月額

- (1)家賃貸付として家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)(参考：熊本市居住の場合：月額31,100円以内)
- (2)家賃貸付として家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、生活費貸付として月額50,000円
- (3)資格取得貸付として実費(250,000円を上限)

#### 2 貸付期間

- (1)2年
- (2)正規就学年数



**⑨ 社会的養護自立支援事業**

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	42,477千円	(根拠法令等) 児童福祉法 社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日通知)通知 就学者自立生活援助事業の実施について(平成29年3月31日通知)	
令和2年度予算額	8,664千円		

<目的>

児童養護施設等から自立する者が、就学・就労を継続し、安定した生活を送るための支援コーディネーターの配置や、措置解除後も施設等に居住する22歳までの者について必要な費用を支援する。

<事業内容>

- 1 施設退所児童等自立支援事業(委託先：NPO法人ブリッジフォースマイル)  
業務委託により、支援コーディネーターを配置し、生活相談・就労相談を受けられる場所を確保する。家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 2 社会的養護自立支援事業(生活費等)  
自立援助ホーム及び施設・里親等について、児相が入所の継続が必要と認めた場合、20歳到達後(措置解除後)から22歳までのホームや施設等で必要な費用について支援する。

**⑩ 児童養護施設等における新型コロナウイルス対策支援事業(3次補正分)【コロナ】**

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
令和3年度予算額	231,177千円	(根拠法令等) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱、児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業実施要綱、一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業実施要綱	
令和2年度予算額	0千円		

※令和3年度予算額の欄には、令和2年度2月補正予算額(全額繰越)を記入している。

<目的>

児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策への支援を図る。

<事業内容>

- 1 感染防止対策支援事業  
新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童養護施設等が購入するマスク等衛生用品や施設消毒経費のほか、個室化に要する改修に必要となる経費等を補助する。
- 2 感染拡大防止のための相談・支援事業  
医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等を支援する。
- 3 一時保護所における医療連携体制強化事業  
一時保護所において、濃厚接触者等の子どもに対し、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関(保健所・医療機関等)との連携を図るため、看護師を配置する。

## DV対策支援事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	12,905千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	15,014千円		

### <目的>

売春防止法に基づく要保護女子の転落防止・自立支援、DV防止法に基づく被害者の保護・自立支援を行うことを目的とする。

### <事業内容>

- 1 女性相談員活動事業  
女性相談センターに、女性相談員2名を設置し、電話相談及び来所相談に応じる。(R1年度延べ相談件数：848件)
- 2 DV防止及び売春防止啓発事業  
啓発用資料を作成し、関係機関との連携のもと啓発活動を実施する。
- 3 身元保証人確保対策事業  
一時保護所を退所後、就職や住居の賃借をする際に身元保証人が得られないことにより、就職や住居の確保ができない者がいる。このため、一時保護所施設長が身元保証人となった場合に身元保証人を被保険者とした損害保険契約の保険料を助成することとし、保証人の確保を容易にする。
- 4 DV対策ネットワーク事業  
被害者の早期発見、早期対応を図るため、県レベル及び地域振興局単位で福祉、医療、警察、教育関係等によるDV対策関係機関会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図る。
- 5 DV対策関係機関職員専門研修  
件数が増加し複雑化するDV相談に対応するため、相談機関職員等を対象に、DVの基本的事項や相談技法等を習得するための研修及び加害者への対応も含めた関係機関の連携による多面的な被害者支援の手法の理解促進を図るガイドライン研修会を開催し、相談体制の強化を図る。
- 6 DV相談法的対応強化事業  
DV被害者の支援にあたっては、離婚や退去命令等に関し、法律の専門的知識が必要とされることから弁護士による法律相談を実施する。
- 7 休日夜間電話相談事業  
女性相談センターの相談体制を強化するため、夜間・休日DV電話相談を実施する。
- 8 婦人保護施設措置費  
一時保護後、県内では安全確保が図れず、短期間での自立が難しい特段の事情が認められる単身女性について、県外の婦人保護施設へ措置を行う。

## DV対策強化事業(単)

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,593千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	1,593千円		

### <目的>

DVのない社会を実現するために、若年層等を対象とした啓発を行うほか、被害者の自立に向けた支援、民間シェルター運営団体への支援を行う。

### <事業内容>

- 1 DV民間シェルター支援事業  
DV被害者等を緊急一時的に保護する施設(シェルター)を運営している民間団体に対して事業費を助成し、運営を支援する。
- 2 DV未然防止教育講師派遣事業  
若年層に対するDV予防を図るため、高校等の要請に応じ講師を派遣し、生徒に対してDV未然防止教育を実施するとともに、教職員に対しDV未然防止教育の研修を行う。
- 3 DV対策地域啓発事業  
地域において「DVは許されない」という意識を醸成するとともに、相談窓口の周知に努める。
- 4 ステップハウス運営事業  
被害者が一時保護退所後、自立した生活を営むことができるまで、住居がない場合に住居の提供を行う。
- 5 DV被害者サポート事業  
被害者が集まり、互いの被害経験や気持ちを共有する場を設けて、暴力を受け続けて奪われた被害者の自尊心の回復を図る。

4 子ども・障がい福祉局

頁

(3) 障がい者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、  
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、  
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、  
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、  
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

障がい者施策の推進及び体制整備

- くまもと障がい者プラン推進事業(単) 137
- 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単) 137
- 精神保健福祉審議会(単) 137
- 障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業(単) 137
- 身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) 138
- 身体障がい者福祉援助強化事業(単) 138
- 地域リハビリテーション推進事業(単) 138
- 知的障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) 139
- 身体障害者手帳交付事業(単) 140
- 療育手帳交付事業(単) 140
- 精神障害者保健福祉手帳交付事業(単) 141
- 身体障害者福祉センター管理委託(単) 141
- 地域自殺対策推進センター運営事業 141

保健・医療体制の充実

障がい者への医療体制の充実

- 自立支援医療(更生医療)給付事業 142
- 精神保健医療費事業 142
- 重度心身障がい者医療費助成事業(単) 143

精神保健医療施策の充実

- 精神保健一般対策事業(単) 143
- 精神科救急医療体制整備事業 144
- 医療保護入院等患者移送 144
- 精神医療審査会(単) 144
- 精神科病院実地指導(単) 145
- 精神保健福祉センター費 145
- 自殺予防普及啓発事業 145
- 自殺予防対策推進事業 146
- かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業 146
- 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 146
- こころのケアセンター運営事業 147
- 依存症対策推進事業 147

地域療育体制の整備

- 地域療育総合推進事業(単) 148
- 療育拠点施設・地域療育等支援事業(単) 148
- こども総合療育センター管理運営費(単) 149
- 障がい児(者)口腔ケア事業 149
- 医療的ケア児等支援事業 150

地域生活支援の体制整備

- 市町村地域生活支援事業 151
- 障害福祉サービス費等負担事業 153
- 水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業 153
- 地域包括ケアシステム構築事業 153
- 措置入院者の退院後支援事業 153

「住まい」の場の確保

- 障がい者住宅改造助成事業(単) 154

在宅サービスの充実

- 重度障害者に係る市町村特別支援事業 154
- 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 154

施設サービスの充実

- 障がい者福祉施設整備費 155
- 障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業 155
- 希望の里敷地等維持管理事業(単) 155
- (新)障害福祉サービス等提供体制継続支援事業【コロナ】 156

家族に対する支援

- 精神障がい者支援教室等開催事業 156
- 重度障がい者居宅生活支援事業 156

所得保障制度の周知

- 特別児童扶養手当支給事務費 157
- 特別障害者手当等給付事業 157
- 心身障害者扶養共済事業 157

相談支援体制の充実

- 障がい者相談支援推進事業 158
- 障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業) 158

新たな障がいに対する支援

発達障がい者への支援

- 北部発達障がい者支援センター事業 159
- 南部発達障がい者支援センター事業 159
- 発達障がい者支援体制整備事業 160
- 発達障がい者支援医療体制整備事業 161
- かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 161

高次脳機能障がい者への支援

- 高次脳機能障害支援普及事業 162

福祉人材の養成・確保

- 障害支援程度区分認定調査員等研修事業 162
- サービス管理責任者研修事業 162
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 163
- 障がい福祉従事者養成促進事業 163

保健・医療及び地域生活支援体制の充実

地域生活支援の充実

安心して暮らせる社会環境の整備	雇用・就労の促進	工賃向上計画支援事業	163
		就労継続支援A型に係る経営改善支援事業	164
	情報・コミュニケーションの支援	聴覚障がい児補聴器購入費助成事業(単)	164
		視覚障がい者生活訓練事業	164
		オストメイト社会適応訓練事業	164
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	165
		点字図書館運営委託	165
		聴覚障害者情報提供センター運営委託	165
		点訳・朗読奉仕員養成事業	165
		手話通訳者養成事業	165
		手話通訳者養成ステップアップ研修事業	166
		手話通訳設置事業	166
		要約筆記者養成事業	166
		要約筆記者ステップアップ研修事業	166
		点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業	166
		音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	167
		盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	167
		盲ろう者通訳・介助員養成促進事業	167
		字幕入り映像ライブラリー制作・頒布	167
		点字による即時情報ネットワーク事業	167
		聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)	168
		コミュニケーション推進事業	168
		コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業	168
		視覚障がい者歩行訓練指導等事業	168
		要約筆記者指導者養成事業	168
	失語症者向け意思疎通支援事業	169	
	スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援	障がい者芸術・文化推進事業	169
		障がい者芸術文化活動普及支援事業	169
		(新)アール・ブリュット支援事業(単)	169
		精神保健福祉大会事業(単)	170
		精神障がい者作品展開催事業	170
		地域精神保健福祉普及啓発事業	170
		障がい者社会参加推進センター設置事業	171
		地域精神障がい者レクリエーション教室事業	171
		くまもと障がい者スポーツ大会開催事業	171
		地域精神障がい者スポレク大会事業	171
	住みやすい生活環境の整備	障がい者団体育成事業(単)	172
		全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)	172
	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(単)	172
		身体障がい者補助犬育成事業	172
		障害者条例推進事業(単)	173
		障害者虐待防止対策支援事業	173

### くまもと障がい者プラン推進事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,753千円	(根拠法令等)	障害者基本法第7条、第10条第2項及び第36条 熊本県障害者施策推進審議会条例
令和2年度予算額	4,541千円		

#### <事業内容>

障害者基本法に基づく障がい者施策に関する総合的な計画である第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(計画期間：令和3年度～令和8年度)について、次の方法により、計画に掲げる施策の着実な推進を図る。

- 1 障害者施策推進審議会による施策の実施状況の検証・評価
- 2 障がい当事者・家族団体等との意見交換会によるニーズ把握
- 3 計画推進のための普及・啓発

### 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単)

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	886千円	(根拠法令等)	社会福祉法第7条、第11条 熊本県社会福祉審議会条例第1条 熊本県社会福祉審議会運営要領
令和2年度予算額	903千円		

#### <事業内容>

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定、身体障害者手帳の障害程度の認定、障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定等身体障がい者の福祉に関する事項を調査審議する(委員数11名/年6回開催)。

### 精神保健福祉審議会(単)

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	231千円	(根拠法令等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条
令和2年度予算額	116千円		

#### <事業内容>

本県の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する事項を調査審議する(委員数13名/不定期開催)。

### 障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業(単)

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	666千円	(根拠法令等)	障害者総合支援法第97条、第98条 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例
令和2年度予算額	666千円		

#### <目的>

障がい者又は障がい児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合、知事に対して提起された審査請求を審理する機関として、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を設置し、専門的な立場から審査を行い、公平なサービス利用に資する。

#### <事業内容>

審査請求が提起された場合、必要に応じて不服審査会(合議体)を開催し審理を行う。

※ 2合議体(各5人の委員で構成)

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）**④**

（事業開始年度：昭和28年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	16,639千円	(根拠法令等) 身体障害者福祉法第11条	
令和2年度予算額	16,360千円		

<目的>

身体障がい者の医学的、心理学的判定に基づき、専門的な相談・指導を行い、身体障がい者福祉の充実向上を図る。

<対象>

身体障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

- 1 身体障がい者の来所、巡回による専門的な相談及び判定
- 2 身体障がい者の更生援護に係る市町村長からの依頼による各種判定
- 3 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定

身体障がい者福祉援助強化事業**④**

（事業開始年度：平成5年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,107千円	(根拠法令等) 身体障害者福祉法第11条、第11条の2	
令和2年度予算額	1,214千円		

<目的>

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）に身体障害者福祉司を配置し、身体障害者福祉法に則り、身体障がい者の福祉の増進を図る。

<対象>

市町村 等

<事業内容>

- 1 市町村職員に対する、技術的、専門的助言指導
- 2 補装具費の要否判定に伴う調査
- 3 補装具製作

地域リハビリテーション推進事業**④**

（事業開始年度：平成5年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	117千円	(根拠法令等) 身体障害者更生相談所の運営について (S61.5.1社更第89号厚生省社会局長通知)	
令和2年度予算額	133千円		

<目的>

熊本県における障がい者支援を推進するため、市町村等へ制度説明及び意見交換、また、在宅障がい者の訪問調査を行い、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

<対象>

市町村、在宅障がい者等

<事業内容>

- 1 リハビリテーション関係職員研修
- 2 在宅障がい者訪問調査

知的障害者更生相談所（福祉総合相談所）**①**

（事業開始年度：昭和35年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	4,190千円	(根拠法令等) 知的障害者福祉法第12条	
令和2年度予算額	4,232千円		

<目的>

知的障がい者の福祉について相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、知的障がい者の福祉の増進を図る。

<対象>

知的障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

- 1 知的障がい者についての来所、巡回相談に応じ、医学的、心理学的判定、これに伴う必要な指導を行う。
- 2 療育手帳の判定

<活動状況>

■来所・巡回相談内容状況

単位：件

年 度	取 扱 実人員	相 談 内 容								計
		施 設	職 親	職 業	医療保健	生 活	教 育	療育手帳	その他	
H29	311	0	0	0	0	1	0	310	0	311
H30	332	0	0	0	0	3	0	329	0	332
R1	301	0	0	0	0	3	0	298	0	301
R2	224	0	0	0	0	0	0	223	1	224
来 所	215	0	0	0	0	0	0	214	1	215
巡 回	9	0	0	0	0	0	0	9	0	9
構成比(%)		0	0	0	0	0	0	99.6	0.4	100

■来所・巡回判定内容状況

単位：件

年 度	判 定 内 容				計
	医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定	
H29	103	310	0	0	413
H30	111	329	0	0	440
R1	96	298	0	0	394
R2	86	222	0	0	308
来 所	86	213	0	0	299
巡 回	0	9	0	0	9

身体障害者手帳交付事業(単)

(事業開始年度:昭和24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,875千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,258千円	身体障害者福祉法第15条	

<事業内容>

身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、身体に一定程度以上の永続する障がいのある者に交付する。(熊本市を除く)

手帳に記載された障がい名・障害程度等級に基づき、次のような障害者総合支援法に基づくものをはじめとした各種制度の利用が可能(障害程度等により適用の有無あり)となる。

- ①自立支援医療(更生医療)費の支給    ②補装具費の支給    ③介護給付費等の支給
- ④重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成    ⑤日常生活用具の給付
- ⑥市電・バス・JR・航空運賃の割引    ⑦国税、地方税の諸控除及び減免、NHK放送受信料の全額又は半額免除

1 年齢区分別・障がい別の状況(熊本市を含む) (令和3年3月31日現在)

障がい 年齢区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしやく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18才未満	39	170	3	753	264	1,229
18才以上	5,629	8,911	806	40,026	29,011	84,383
計	5,668	9,081	809	40,779	29,275	85,612

2 障がい区分等級別の状況(熊本市を含む) (令和3年3月31日現在)

区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい		2,194	1,693	369	377	635	400	5,668
聴覚・平衡機能障がい		268	2,049	1,201	2,086	48	3,429	9,081
音声・言語・そしやく機能障がい		18	62	472	257	0	0	809
肢体不自由		7,607	7,394	7,550	11,111	4,407	2,710	40,779
内部障がい		16,680	164	2,316	10,115	0	0	29,275
計		26,767	11,362	11,908	23,946	5,090	6,539	85,612

療育手帳交付事業(単)

(事業開始年度:昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,497千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,349千円	療育手帳制度要綱(S48.9.27厚生省発児第156号 厚生事務次官通知) 県療育手帳交付要項(S49.1.7家児第1309号通知)	

<目的>

知的障がい児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

<対象>

福祉総合相談所又は八代児童相談所において知的障がいと判定された者(児)に対して交付する。

<事業内容>

福祉総合相談所又は八代児童相談所における判定結果に基づき手帳を交付する。

療育手帳所持者に対する各種援助措置として次のようなものがある(障害程度等により適用の有無あり)。

- 1 障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済などの各種手当(年金)等の給付
- 2 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- 3 日常生活用具の給付
- 4 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- 5 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK受信料の全額又は半額免除



### 精神障害者保健福祉手帳交付事業(単)

(事業開始年度：平成7年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,617千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,246千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	

<事業内容>

精神障がい者の福祉及びノーマライゼーションの一層の推進を図るため、申請に基づき手帳を交付し、税制上の優遇措置等各種の援助制度を利用しやすくする。

### 身体障害者福祉センター管理委託(単)

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県(指定管理者：(福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	48,329千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	48,329千円	身体障害者福祉法第31条 熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

身体障がい者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツレクリエーションなどの便宜を供与する熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団とする。

### 地域自殺対策推進センター運営事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	423千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	558千円	自殺対策基本法 自殺総合対策大綱 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	

<事業内容>

1 熊本県自殺対策推進センター

本県の自殺の現状把握や分析、自殺対策基本法の策定により義務付けられた「市町村自殺対策行動計画」の策定支援を行う。

2 熊本県自殺対策連絡協議会

自殺対策を推進するため、県内の関係機関・民間団体等の連携強化等を図り、「第2期熊本県自殺対策推進計画」の取組みについて、進捗管理や評価を行う。

## 自立支援医療（更生医療）給付事業

（事業開始年度：昭和29年度）

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	770,077千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第58条等	
令和2年度予算額	791,453千円		

### <目的>

身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。

### <対象>

身体障害者手帳の交付を受けた者（18歳以上）

### <事業内容>

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 病院又は診療所への収容
- 5 看護
- 6 移送

## 精神保健医療費事業

（事業開始年度：昭和25年度）

実施主体	県	負担割合	措置入院 : 国 3 / 4 県 1 / 4 自立支援医療 : 国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	65,285千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第58条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条	
令和2年度予算額	65,285千円		

### <事業内容>

#### 1 措置入院

入院させなければ精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者に対して、医療及び保護を行うために、知事の権限で入院措置を行う。入院費全体に対し各医療保険制度を適用し、残りの部分を公費負担する。

#### 2 自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診察を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担の保険診療分を原則一割負担とするもの。所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方については、月当たりの負担額に上限を設定する。

## 重度心身障がい者医療費助成事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2 (熊本市：県1/6 熊本市5/6)
令和3年度予算額	1,250,164千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,285,449千円	熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領	

### <事業内容>

重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して助成する。

- 1 給付方法 償還方式 (一部市町村に現物給付あり)
- 2 所得制限 障害児福祉手当所得制限限度額
- 3 一部負担金 入院 1 医療機関につき 2,040 円/月  
通院 1 医療機関につき 1,020 円/月  
訪問看護 1 医療機関につき 1,020 円/月

### <対 象>

- 1 身体障害者手帳1級又は2級所持者
- 2 療育手帳A1又はA2所持者
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 4 福祉手当受給相当者

## 精神保健一般対策事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	4,313千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,913千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (H12.3.31 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)	

### <事業内容>

精神障がい者の早期発見、早期治療及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を援助するために、保健所において精神科嘱託医、保健師による相談及び訪問指導等を行う(嘱託医相談日：月1回)。

## 精神科救急医療体制整備事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県・熊本市(委託先：(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	国1/2 県1/4 熊本市1/4
令和3年度予算額	28,881千円	(根拠法令等) 精神科救急医療体制整備事業実施要綱(H23.4.25障発0425第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	28,980千円		

### <事業内容>

#### 1 精神科救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急発及び急変のため、速やかな精神科治療を必要とする精神障がい者等が迅速かつ適切な医療及び保護を受けられる体制を確保し、もって精神障がいの社会復帰を支援することを目的とする。

当番病院は、精神保健指定医及び看護師等を待機させ、入院のための空床を確保する。

令和元年度 延べ885件(外来診察272件、入院195件、助言指導385件、その他33件)

#### 2 精神科救急情報センター事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等からの相談を受け、必要に応じて精神科救急医療施設等と連携を取り、適切な医療を確保することを目的とする。

令和元年度 延べ1,218件

#### 3 身体合併症救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患又は身体疾患の急発及び急変のため、速やかな医療及び保護を必要とする身体合併症患者(身体疾患を合併している精神疾患患者)が迅速かつ適切な医療を受けられる体制を確保し、もって精神障がい者が安心して地域で日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

令和元年度 延べ791件(外来診察225件、入院566件)

## 医療保護入院等患者移送

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	33千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条	
平成2年度予算額	33千円		

### <事業内容>

精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障がい者であって、その精神障がいのため本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたものを、医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送する。

## 精神医療審査会(単)

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	6,693千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	
令和2年度予算額	6,881千円		

### <事業内容>

当審査会は、精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するために設置された独立した第三者機関であり、次の審査を行う。

- 1 医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の可否について
- 2 精神科病院に入院中の者又はその保護者から、退院請求又は処遇改善請求があったとき、その入院の可否又は処遇の適否について

県下の病院を2つの合議体で(各5人の委員により構成)分担して、それぞれ毎月1回開催

### <事業実績>

平成30年度審査件数 医療保護入院時の届出 2,229件  
 定期の報告 (措置入院) 53件、(医療保護入院) 1,504件  
 退院等請求 28件

## 精神科病院実地指導<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	783千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	832千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法第38条の6	

### <事業内容>

精神障がい者の人権に配慮した適正な医療及び保護を目的に、精神科病院への入院の要否、処遇の適否等を審査するとともに、入院手続等の事務手続の一層の適正化を図るため、全病院について年1回実地指導を実施する。

### <対象>

熊本市内の精神科病院を除く26の精神科病院

## 精神保健福祉センター費

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	社会復帰・アルコール依存・思春期精神保健関連:国1/3 県2/3、その他:県10/10
令和3年度予算額	12,780千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	13,144千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第7条 精神保健福祉センター運営要領 (H8.1.19健医発57号 厚生省保健医療局長通知)	

### <事業内容>

精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉業務の中心的指導機関として、専門職員を配置して、精神保健に関する調査研究、保健所及び関係機関への技術指導援助、複雑困難なケースの相談指導及び酒害相談、社会復帰援助、県民に対する精神保健知識の普及・啓発、思春期精神保健に関する研修・相談、心の健康づくりに関する電話・来所相談、協力組織育成等を行い、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。

## 自殺予防普及啓発事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	0千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	223千円	自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領 (H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知)	

### <目的>

自殺者総数は減少傾向にあるものの、依然として若年層の自殺死亡率が高く、高齢者の自殺者数が多い現状がある。自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及・啓発し、自殺予防や精神疾患の早期発見・早期治療につなげていき、一人でも多くの県民の命を守る。

### <事業内容>

自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等において、各保健所の圏域ごとに、街頭における各種啓発リーフレット配付等の啓発活動を実施する。

## 自殺予防対策推進事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県、市町村、民間団体	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	35,711千円	(根拠法令等) 自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領 (H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知)	
令和2年度予算額	39,851千円		

### <目的>

本県においては従来から自殺対策を実施してきたが、平成28年4月の熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、自殺リスクが高まることが予測されるため、相談支援等の予防対策を中心に事業の実施に取り組む。

### <事業内容>

- 自殺予防相談支援等事業（負担割合[若者相談支援事業]：国 2/3、県 1/3）  
（負担割合[相談支援事業、ゲートキーパー養成事業ほか]：国 1/2、県 1/2）  
自殺に関する専門相談員の配置、ゲートキーパーの養成研修等を実施
- 市町村等自殺対策推進事業（負担割合[市町村実施分]：各事業メニューの選択により、国1/2、2/3、10/10）  
（負担割合[民間団体実施分]：国 1/2、県 1/2）  
自殺対策に取り組む市町村・民間団体への補助

## かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県、熊本市	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	244千円	(根拠法令等) 精神障害関係従事者養成研修事業について (H26.3.31障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	248千円		

### <目的>

かかりつけ医師等に対し、適切なうつ病等精神科疾患に関する診療の知識・技術、精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組みにより、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策を推進する。

### <対象>

熊本県内の医師

## 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,685千円	(根拠法令等) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱 (H26.3.31日障発第0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	2,098千円		

### <目的>

地震・風水害などの自然災害の被災者は心理的外傷後ストレス障害（PTSD）等の様々な心理的反応を生じることから、災害時等の緊急時におけるケアに関する専門的な対応が円滑に行えるよう、緊急支援チームを整備し、災害発生時の緊急支援体制を強化する。

## こころのケアセンター運営事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県(委託先：(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	国3/4 県1/4
令和3年度予算額	36,394千円	(根拠法令等) 熊本県心のケア事業実施要綱	
令和2年度予算額	52,957千円		

### <目的>

熊本地震による被災者のPTSD、うつ病、アルコール問題等のこころの問題に中長期に対応するため、熊本県精神科協会へ委託し、平成28年10月から「熊本こころの医療ケアセンター」を開設している。

### <事業内容>

- ①被災者への相談支援等：電話相談、来所相談、訪問支援
- ②人材育成：支援者に等に対する研修
- ③支援者の支援：支援者への技術的助言
- ④普及啓発：メンタルヘルスケアに係る情報発信、講演会等の開催
- ⑤医療と保健のネットワーク形成・総合調整等：関係団体との連携・協働の調整、運営委員会の開催

## 依存症対策推進事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県、民間団体	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,439千円	(根拠法令等) アルコール健康障害対策基本法 依存症対策総合支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	4,059千円		

### <事業内容>

- 1 各種依存症患者やその家族が地域において適切な治療と支援を受けることができるように、各精神科医療機関の依存症に対応できる人材を派遣し、精神保健福祉センター内や各地域で相談対応や支援を行う。
- 2 依存症関連問題に取り組む民間団体へ補助を行う。

地域療育総合推進事業(単)

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	36,013千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条 熊本県難聴児療育拠点施設事業実施要項 熊本県地域療育センター事業実施要項 熊本県地域療育センター機能強化事業実施要項	
令和2年度予算額	29,536千円		

<目的>

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童（以下、「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図る。

<事業内容>

- 1 地域療育センター事業(単)（事業主体：市町村、負担割合：県1/2、市町村1/2）  
各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を助成する。（療育相談員設置事業・地域療育支援事業（訪問療育/外来療育/施設支援一般））
- 2 地域療育センター機能強化事業（事業主体：法人、負担割合：国1/2、県1/2）  
各障害保健福祉圏域内の児童発達支援センターに設置された地域療育センターが実施する療育事業に係る費用を助成する。（施設支援事業・児童発達支援センター等機能強化事業）
- 3 障害児等療育支援事業(単)（事業主体：県、負担割合：県10/10）  
県内における難聴児に対する療育の向上を図るため、難聴幼児通園施設「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。
- 4 地域療育ネットワーク推進事業(単)（事業主体：県、負担割合：県10/10）  
障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局ごとに設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

療育拠点施設・地域療育等支援事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,284千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条等 熊本県障害児（者）療育拠点施設事業実施要項	
令和2年度予算額	3,284千円		

<目的>

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童（以下、「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

<事業内容>

様々な障がいに対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。



こども総合療育センター管理運営費(単)

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	361,124千円	(根拠法令等) 児童福祉法第42条第2号(医療型障害児入所施設) 児童福祉法第43条第2号(医療型児童発達支援センター) 児童福祉法第43条第1号(福祉型児童発達支援センター) 医療法第1条の5第1項(病院) 熊本県こども総合療育センター条例	
令和2年度予算額	339,625千円		

<目的>

本県の療育拠点施設として障がい及び障がいの疑いのある子どもの早期発見、早期療育のための総合診断や療育の方向づけを行う。

<対象>

18歳未満の障がい及び障がいの疑いのある子ども

<事業内容>

- 1 診療 入所児・通園児及び外来児に対し、小児科・整形外科を中心として機能障がい改善のための治療を行う。
- 2 機能訓練 入所児・通園児及び外来児に対し、機能障がいの改善のため、個別の訓練・指導や集団での訓練及び保護者指導等を行う。
- 3 生活指導 将来の社会生活のために、身につけなければならない基本的な生活習慣等の指導や援助を行う。3歳以上の入所児は隣接の県立松橋東支援学校(高等部なし)に通学し教育を受ける。
- 4 地域療育支援 療育拠点施設として地域療育センター等に対して専門スタッフを派遣するとともに、障がい児療育に関する情報提供や研修等を行う。

(定員) 医療型障害児入所施設 60名、医療型児童発達支援センター20名、福祉型児童発達支援センター30名

障がい児(者)口腔ケア事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(社)熊本県歯科医師会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	434千円	(根拠法令等) 歯科口腔保健の推進に関する法律 8020運動・口腔保健推進事業実施要綱(H28.4.1医政発0401第34号厚生労働省医政局長通知)	
令和2年度予算額	434千円		

<目的>

障がい児(者)の口腔環境の向上を図る。

<事業内容>

障がい児(者)の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組みの推進を図るため、障がい児(者)施設職員や保護者に対し、むし歯予防や口腔清掃等の指導を行う。また、各地域の歯科医師及び歯科衛生士を対象に、障がいの特性に応じた歯科治療について研修を行う。

医療的ケア児等支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県(研修は社会福祉法人等へ委託)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,546千円	(根拠法令等) 児童福祉法第56条の6第2項 地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱 (H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	1,933千円		

<目的>

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

<事業内容>

- 1 医療的ケア児等支援検討協議会  
保健、医療、福祉、教育の各分野関係者及び行政関係課による協議の場を開催
- 2 医療的ケア児等コーディネーター養成研修  
地域において医療的ケア児等への支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成する。
- 3 医療的ケア児等支援者養成研修  
地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成する。

市町村地域生活支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	191,509千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第77条、第94条 地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱 (H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	199,165千円		

<目的>

障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業等に要する経費を助成する。

<事業内容>

1 地域生活支援事業

(1) 必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修・啓発

② 自発的活動支援事業

障がい者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置

④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居が困難な障がい者等に対する入居支援

⑤ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の助成（知的・精神）

⑥ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会などの実施、適正な活動のための支援等

⑦ 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援、又は遠隔手話通訳サービスの導入など

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与（身体・知的・精神・難病患者）

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修

⑩ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等への外出のための支援

⑪ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に対して創作的活動等の機会の提供等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化

(2) 任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業

① 福祉ホームの運営

障がい者に低額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活を支援

② 訪問入浴サービス

看護師、准看護師、介護職員が居宅を訪問して行う、入浴の介護（身体障がい者対象）

③ 生活訓練等

障がい者等に日常生活上必要な訓練・指導等

④ 日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を支援

⑤ 地域移行のための安心生活支援

緊急一時的な宿泊や地域での1人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保及び地域生活を支援するためのコーディネーターの配置

⑥ 巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員による、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡

## 回等支援

- ⑦相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保  
相談支援事業所等における退院支援体制の確保
- ⑧協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援  
市町村協議会における先進的な地域資源の開発・利用促進等の支援
- ⑨レクリエーション活動等支援  
各種レクリエーション教室や運動会等の開催
- ⑩芸術文化活動振興  
障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供
- ⑪点字・声の広報等発行  
文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳、音声訳等により、地方公共団体等の広報など必要度の高い情報を提供
- ⑫奉仕員養成研修  
点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修
- ⑬複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進  
意思疎通支援事業について、未実施の市町村等において行う近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法の検討
- ⑭家庭・教育・福祉連携推進事業  
市町村内における家庭・教育・福祉の連携推進、地域支援対応力向上のための協議の場の設置や福祉機関と教育機関等との連携を担うコーディネーターを配置
- ⑮盲人ホームの運営  
針灸等の資格を有する視覚障がい者で、自営や雇用が困難な者に対し、施設を活用した技術指導の実施
- ⑯知的障害者職親委託  
知的障がい者に対し、一定期間、事業経営者等（職親）の下での生活指導、技能習得訓練等の実施
- ⑰特別支援事業  
意思疎通支援従事者の養成強化等

## 2 地域生活支援促進事業

- (1)発達障害児者地域生活支援モデル事業  
発達障がい者の特性を踏まえた先進的な取組みを行い、自治体の取組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施
- (2)障害者虐待防止対策支援事業  
障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における協力体制の整備や支援体制の強化を図る
- (3)成年後見制度普及啓発事業  
成年後見制度利用促進のための普及啓発
- (4)アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業  
アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
- (5)薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業  
薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
- (6)ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業  
ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
- (7)発達障害児及び家族等支援事業  
ペアレントメンターの養成や活動支援
- (8)重度訪問介護利用者の大学修学支援事業  
重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等支援を提供し、障害者の社会参加の促進を図る

## 障害福祉サービス費等負担事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	11,987,950千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	11,554,650千円	障害者総合支援法第94条	

### <目的>

市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。

### <事業内容>

障害者自立支援給付費負担金の支給に要する費用の一部負担

## 水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	国8/10 県2/10
令和3年度予算額	12,714千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,714千円	水俣病総合対策費補助金交付要綱(H4.4.30環保業第227号環境事務次官通知)	

※障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

### <目的>

胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。

### <事業内容>

障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員を増員する場合の経費を助成する。

## 地域包括ケアシステム構築推進事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,298千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,184千円	地域生活支援促進事業実施要綱 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	

### <目的>

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするため、障害福祉圏域ごとに、保健医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域の課題を共有化した上で、地域の基盤を整備するとともに、地域移行の仕組みづくりに携わる関係機関との重層的な連携体制を構築する。

## 措置入院者の退院後支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	4,561千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,931千円	地域生活支援促進事業実施要綱 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	

### <目的>

措置入院となった者が退院後も地域で安心して暮らし続けられるよう、患者から同意を得た上で、入院中から個別の退院後支援に関する計画を作成し、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにする。

## 障がい者住宅改造助成事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村（熊本市を除く）	負担割合	県1/3 市町村1/3 本人1/3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については県1/2、市町村1/2)
令和3年度予算額	4,446千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,025千円	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項	

### <目的>

障がい者の在宅生活継続のための住環境を確保することにより在宅福祉の推進を図る。

### <対象>

65歳未満の重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者又は重度の障がい者と同居する世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯）

### <事業内容>

- 1 基準額 900千円（改造1件当たり）
- 2 対象経費 便所、浴室、洗面所、玄関、居室等、障がい者が利用する部分の改造に要する経費

## 重度障害者に係る市町村特別支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	522千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	574千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障顔保健福祉部長通知)	

### <目的>

訪問系サービス利用者全体に占める重度障がい者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障がい者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

### <事業内容>

訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が1割を超え、かつ訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している市町村に対して、訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額の一部又は全部について助成する。

## 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村（熊本市を除く）	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	30,059千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	31,741千円	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(H19.2.6障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

### <目的>

重度訪問介護の利用において、在宅での重度障がい者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、重度障がい者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

### <事業内容>

次の要件を満たす市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- 1 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- 2 重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助対象市町村にあっては、重度障害者に係る市町村特別支援事業による補助を優先適用する。）

## 障がい者福祉施設整備費

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	社会福祉法人等	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 社会福祉法人等 1 / 4
令和3年度予算額	158,597千円	(根拠法令等) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(H17.10.5厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)	
令和2年度予算額	190,403千円		

### <事業内容>

障がい者福祉施設の創設、改築、修繕などを行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

## 障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業

(事業開始年度：昭和24年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	入所支援 国 1 / 2 県 1 / 2 通所支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 相談支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	4,471,120千円	(根拠法令等) 児童福祉法第21条の5の2、第21条の5の4、第21条の5の12、第21条の5の28、第21条の6、第24条の2、第24条の6、第24条の20、第24条の25、第24条の26、第24条の27、第50条第7号及び第50条第7号の2 熊本県児童福祉法施行細則	
令和2年度予算額	3,873,041千円		

### <目的>

福祉型障害児入所施設等の指定障害児入所施設において、障がいのある児童に対する訓練・保護等を行う。

また、市町村が支弁する障害児通所給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

### <対象>

障がい児

### <事業内容>

指定障害児入所施設等から障害児入所支援を受けた障がい児の保護者等に対し、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費を給付する。

児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当と判断した障がい児を障害児入所施設に入所させ、これを保護し、自立自活に必要な知識技能などを提供する。

障害児通所給付費負担金の支給に要する費用の一部を負担する。

## 希望の里敷地等維持管理事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県手をつなぐ育成会)	負担割合	県 10 / 10
令和3年度予算額	1,003千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,259千円		

### <目的>

宇城市に整備した総合的な福祉施設「希望の里」の維持管理を行う。

### <事業内容>

「希望の里」敷地内の除草及び屋外便所清掃管理について、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に委託する。

## 新 障害福祉サービス等提供体制継続支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国2/3 県1/3
令和3年度予算額	22,483千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	熊本県障害福祉サービス等提供体制継続支援事業補助金交付要領	

### <目的>

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できる体制を構築するための支援を行う。

### <事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要なとなる経費の補助、及び緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保。

## 精神障がい者支援教室等開催事業

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県精神障害者福祉会連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	115千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	144千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <目的>

精神障がい者の家族を対象に研修会や家族教室を開催し、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者の専門的技能の習得を図る。

### <事業内容>

知識や情報、援助を十分に得られず孤立して悩んでいる精神障がい者の家族に対して、精神障がいについての知識や情報を提供し、患者への理解や対応の基本を習得する講習会を開催するとともに相談事業を行う。

また、精神障がい者の家族に対して、周りの家族からの精神保健福祉相談に対応するために必要な知識を習得してもらうための研修を行う。

(平成30年度実績) 家族教室・相談事業：2ヵ所実施 家族リーダー等研修：1ヵ所実施

## 重度障がい者居宅生活支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	12,843千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,843千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

### <目的>

在宅で重度障がい児(者)の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、居宅介護サービスや医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する。

### <事業内容>

#### 1 重度訪問介護従業者養成研修事業(負担割合：国1/2 県1/2)

重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成のための研修を実施する。

#### 2 医療型短期入所事業所等設置支援事業

(負担割合：県3/4(地域医療介護総合確保基金(医療分) 事業者1/4)

医療的なケアが必要な重度障がい児(者)を新たに受け入れる事業所に対し、受入れのために必要となる送迎用自動車購入費用等の一部を助成する。



## 特別児童扶養手当支給事務費

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	7,944千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,879千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

### <目的>

精神又は身体に障がい有する児童を在宅で養育している者に、特別児童扶養手当を支給するための認定事務を行う。

### <対象>

20歳未満で一定程度の障がいの状態にある障がい児を監護又は養育している者。

ただし、対象となる児童が施設に入所していたり障がいを支給事由とする年金の給付を受けるときを除く。

### <支給額> (R3.4.1~)

1級：1人につき 月額 52,500円      2級：1人につき 月額 34,970円

(H31.3.31現在、単位：人)

受給者数	受給対象障がい児数				支給停止者数
	知的障がい	身体障がい	その他	計	
3,120	1級	480	300	22	100
	2級	1,581	166	966	

## 特別障害者手当等給付事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県・市	負担割合	国3/4 県・市1/4
令和3年度予算額	149,570千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	146,009千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

### <事業内容>

次の手当を支給する。

	支給対象	支給月額 (R3.4~)	支給月
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。	27,350円	2、5、8、11月に、それぞれ前月分まで支給
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。	14,880円	
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者。	14,880円	

※いずれの手当も、受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及びその数に応じて一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、支給が停止される。

## 心身障害者扶養共済事業

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県、独立行政法人福祉医療機構	負担割合	—
令和3年度予算額	232,176千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	229,678千円	熊本県心身障害者扶養共済制度条例	

### <対象>

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

### <事業内容>

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金(加入一口につき月20,000円)を支給する。

平成31年4月現在    加入者 284人    年金受給者 478人

## 障がい者相談支援推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：県10/10 事業2：国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,369千円	(根拠法令等) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	1,863千円		

### <目的>

県下全域の相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援体制の状況を把握、評価し、体制整備等に関する助言等を行うことにより、圏域におけるネットワークづくりの支援に取り組みとともに、相談支援業務に従事する相談支援専門員等に対して研修を行い、人材養成に努める。

### <事業内容>

- 1 障害者自立支援協議会の設置、運営
- 2 相談支援従事者研修の内容検討、実施
- 3 障がい者基幹相談支援センターの設置促進

## 障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県(委託先：熊本県障がい者社会参加推進センター (福)熊本県身体障害者福祉団体連合会))	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	611千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	946千円		

### <目的>

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、障がい者の人権及び権利の擁護を図り、もって障がい者の自立及び社会参加の促進並びに障がい者関係施設等における処遇の適正化を図る。

### <事業内容>

#### 1 事業内容

常設の相談窓口を置き、障がい者、または家族等関係者からの相談に対応して、必要な助言等を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関等の紹介、取次ぎ等を行う。

#### 2 相談専用番号 (096) 354-4110 (電話・FAX兼用)

#### 3 受付場所及び受付時間

社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会(熊本市中央区南千反畑町3-7)  
月曜日～金曜日(ただし、休日及び年末年始の休日を除く)13:00～17:00  
なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付ける。

## 北部発達障がい者支援センター事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県(委託先：(福)三気の会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	27,053千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
令和2年度予算額	27,053千円		

### <目的>

自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)(以下、「発達障がい児(者)」という。)に対する支援を総合的に行うため、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

### <対象>

主に県北地域(有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

### <事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導及び助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による普及啓発も随時実施する。

## 南部発達障がい者支援センター事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(福)清流会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	27,133千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
令和2年度予算額	27,133千円		

### <目的>

年々増加傾向にある県民からの発達障がいに関する相談支援要請に対応し、発達障がい児(者)や家族の思いを尊重しながらライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、新たな発達障がい者支援センターを基幹的な相談支援機関がない県南地域に設置したことで、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

### <対象>

主に県南地域(宇城、八代、芦北、球磨、天草圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

### <事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導及び助言並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による普及啓発も随時実施する。

## 発達障がい者支援体制整備事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県（事業内容の2と3は委託）	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	13,431千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第3条第4項等 発達障害者支援体制整備事業実施要綱（H17.7.8障発第0708003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 熊本県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要項	
令和2年度予算額	13,431千円		

### <目的>

発達障がい児(者)やその家族の思いを尊重しながら、ライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会を設置するとともに、発達障がいの診断を受けて間もない保護者の支援のためペアレントメンター養成研修等事業を実施することで、発達障がい児(者)とその家族等を支援する。

### <事業内容>

発達障がい者支援体制整備事業（実施主体：県）

- 1 発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会の設置
  - (1)発達障がい者の実態把握に関すること
  - (2)県支援計画の策定に関すること
  - (3)今後の支援体制のあり方に関すること
- 2 ペアレントメンター養成研修等事業（実施主体：県（委託先：（福）三気の会、（福）清流会））
  - ・発達障がいのある子どもの保護者に対する支援
- 3 発達障がい地域支援体制サポート事業（実施主体：県（委託先：（福）三気の会、（福）清流会））
  - (1)発達障がい者支援センターに「発達障がい者地域支援マネジャー」を配置
  - (2)発達障がい者支援センターの支援ノウハウを市町村や通所支援事業所等に普及させ、発達障がいのある人とその家族が身近な地域で十分な支援を受けることができる体制を構築する。

## 発達障がい者支援医療体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：1 熊本大学、 2 (福) 三気の会、(福) 清流会)	負担割合	国1/2(事業費限度額あり) 県1/2
令和3年度予算額	27,822千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第19条 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 発達障害診断待機解消事業の実施について (H31.3.27日障発第0327第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	27,822千円		

### <目的>

本県では子どもの発達障がいを診療する医療機関が少ないことなどから受診までの待機期間が生じているため、身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど医療体制を整備することで、発達障がい児(者)やその疑いのある子ども等と家族を支援する。

### <事業内容>

#### 1 発達障がい医療センター事業

- (1) 地域医療機関への医師や医療関係職員の派遣等による発達障がいに関する診断や診療等、地域医療機関の医師等への専門支援等(診療支援、専門的指導・助言等)
- (2) 地域医療機関の医師や医療関係者等を対象とした発達障がいに関する症例検討会の開催等
- (3) 発達障がいを診療する医師を養成するための発達障がい研修プログラムの作成及び医師養成機関等への周知等
- (4) 厚生労働省及び熊本県の行う各種事業への協力と連携等

#### 2 発達障がい診断待機解消事業

北部・南部発達障がい者支援センターに心理検査が可能な専門心理士を各1名配置し、以下の取り組みを実施。

- (1) 従来、医療機関が行う事前アセスメントと診断後の保護者カウンセリングを実施。
- (2) 専門的視点から、医療への繋ぎが必要かの見極め(トリアージ)を実施。
- (3) トリアージや診断結果の地域保健師への繋ぎによる、地域保健師のトリアージスキルの向上。

## かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県(熊本県医師会へ委託)	負担割合	国1/2(事業費限度額あり) 県1/2
令和3年度予算額	510千円	(根拠法令等) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について (H28.3.30日障発第0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	1,378千円		

### <目的>

発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、どの地域においても一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的とする。

### <事業内容>

発達障がい者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障がいに関する研修を実施する。

## 高次脳機能障害支援普及事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	4,336千円	(根拠法令等) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱 (H25.5.15障発0515第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	4,389千円		

### <目的>

高次脳機能障がい者の支援拠点施設における専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築及び高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発を行うことにより、高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立を図る。

### <対象>

高次脳機能障がい者とその家族、その他高次脳機能障がい者の関係者

### <事業内容>

支援拠点施設（高次脳機能障害支援センター）に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がいに関する相談を受け個別支援を行うとともに、高次脳機能障害の正しい理解促進、関係機関の連携及びスタッフのレベルアップを図るため、関係機関が開催する連絡会議、研修会等に協力する。

## 障害支援区分認定調査員等研修事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	264千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第2条第2項第1号 障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱(H17.12.5障発第1205005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	372千円		

### <目的>

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、研修会を通じて、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。

### <対象>

障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、主治医 等

### <事業内容>

- 1 障害支援区分認定調査員研修  
認定調査に従事する者に対し、公平・公正かつ適切な認定調査を実現するために必要となる知識・技能の習得を図る研修の実施
- 2 市町村審査会委員研修  
市町村審査会委員に対し、障害支援区分の二次判定等における公平・公正かつ適切な審査を実現するために必要となる知識・技能の習得を図る研修の実施
- 3 主治医研修  
主治医等に対し、障害者区分認定に係る審査判定の重要な資料である医師意見書の記載方法等の習得を図る研修の実施

## サービス管理責任者研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	618千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項、サービス管理責任者研修事業実施要綱(H18.8.30障発第0830004号)	
令和2年度予算額	618千円		

### <事業内容>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所はサービス管理責任者の配置が義務づけられ、本研修がサービス管理責任者となるための要件の一つとなっている。

研修は、国の実施する指導者研修を受講した者が講師となって実施する。

## 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	2,836千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,843千円	喀痰吸引等研修実施要綱(H24.3.30社援発0330第43号)	

### <目的>

居宅介護事業所等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い障がい者(児)に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

### <事業内容>

指導者養成研修を受講した医師・看護師が講師となり、県において「基本研修」及び「実地研修」を実施する。

## 障がい福祉従事者養成促進事業

(事業開始年度：事業1：平成26年度、事業2：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/4 県1/4 事業者1/2
令和3年度予算額	2,143千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,889千円	地域生活支援促進事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

### <目的>

- 1 自傷や他害行為等危険を伴う行為を頻回に示す強度行動障がい児(者)について学ぶ機会を確保し、強度行動障がいのある人に適切な支援が提供されるよう障害福祉サービス事業所の職員を対象として研修会を実施する。
- 2 現任の障がい福祉従事者が研修を受講している期間における代替職員確保のための経費について助成することと、研修受講の促進を図り、障がい福祉従事者の確保や専門性の向上を図る。

### <事業内容>

- 1-1 厚生労働省が実施する指導者養成研修に県から障害福祉サービス等従事者を派遣し、県が実施する研修会で講師となる者を養成する。
- 1-2 1で派遣した者を講師として研修会を実施する。
- 2 指定研修期間が開催する研修(強度行動障害支援者養成研修・同行援護従業者養成研修・行動援護従業者養成研修)を障がい福祉サービス等事業所が現任職員を受講させた場合に、受講期間における代替職員の人件費について助成を行う。

## 工賃向上計画支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	基本事業：国1/2 県1/2 特別事業：国10/10
令和3年度予算額	7,965千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	8,551千円	熊本県工賃向上3か年計画 工賃向上計画支援等事業実施要綱	

### <目的>

障がい者支援施設等利用者の工賃水準の引上げを図り、利用者が地域で自立して生活することを支援する。

### <事業内容>

- 1 県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を推進するための展示・商談会等の開催
- 2 大型商業施設等での販売会や、農福マルシェ等の開催
- 3 就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大、農業と福祉の連携等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催、専門アドバイザーの派遣や農福連携コーディネーターの設置

## 就労継続支援A型に係る経営改善支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県(県中小企業診断士協会等へ委託)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,450千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,610千円	熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第180条	

### <目的>

県内の就労継続支援A型事業所のうち、利用者賃金を就労事業収益で賄えていない事業所に対し、経営診断アドバイザー派遣等の支援を行い、事業所の経営健全化及び利用者賃金の向上に繋げる。

### <事業内容>

- 1 経営診断アドバイザーの派遣
- 2 経営改善セミナーの開催

## 聴覚障がい児補聴器購入費助成事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/3 市町村1/3 本人1/3
令和3年度予算額	776千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	952千円	熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要項	

### <目的>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童(難聴児)に対して、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。

### <対象>

次の要件の全てを満たす18歳未満の難聴児

- 1 熊本県内に住所を有していること。
- 2 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- 3 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

### <事業内容>

市町村が補聴器1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成した場合、市町村に対し、その助成した額の2分の1以内を助成する。

## 視覚障がい者生活訓練事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県熊本県視覚障がい者福祉協会	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	318千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	397千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

視覚障がい者に対して、日常生活を営む上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行う。

- 1 視覚障がい者家庭生活訓練
- 2 視覚障がい者社会生活教室
- 3 中途失明者緊急生活訓練

## オストメイト社会適応訓練事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	192千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	192千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

ストマ用装具の装着者に対して装具の使用等についての正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本事項について相談に応じる。



## 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	932千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,165千円	障害者総合支援法第78条第1項	

<事業内容>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣する。

## 点字図書館運営委託

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	23,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	23,000千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

熊本県身体障がい者福祉センター内に熊本県点字図書館を設置し、点字刊行物を収集、製作、貸出し、その他視覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

## 聴覚障害者情報提供センター運営委託

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	28,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	28,000千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

熊本県身体障がい者福祉センター内に熊本県聴覚障害者情報提供センターを設置し、聴覚障がい者用の録画物を収集、製作、貸出し、その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

## 点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業

(事業開始年度：点訳 昭和46年度、朗読 昭和49年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	420千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	420千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。

## 手話通訳者養成事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	575千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	575千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

手話に必要な技術等の指導を行い、手話通訳者を養成する。

### 手話通訳者養成ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	103千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	128千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

### 手話通訳設置事業

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,037千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,027千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁に設置する。

### 要約筆記者養成事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	388千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	388千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記に必要な技術等の指導を行い、要約筆記者を養成する。

### 要約筆記者ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	188千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	236千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記者の資格取得を目指す要約筆記奉仕員、要約筆記者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

### 点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	140千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	174千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

点訳奉仕員・朗読奉仕員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

### 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	88千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	110千円	障害者総合支援法第78条第1項、第2項	

<事業内容>

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者を養成する。

### 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	230千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	230千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成する。

### 盲ろう者通訳・介助員養成促進事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	56千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	57千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者通訳・介助員を対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

### 字幕入り映像ライブラリー制作・頒布

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	284千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	355千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

熊本県聴覚障害者情報提供センターにおけるライブラリー事業の効果的な運営を図るため、字幕入りビデオカセットテープ等の制作及び頒布に関する業務を委託する。

### 点字による即時情報ネットワーク事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	700千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	700千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

新聞情報等を社会福祉法人日本盲人会連合で入力し、電話回線を利用したコンピューターネットワークにより点字図書館などで点字で出力し、視覚障がいの者の閲覧に供する。

**聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業**④

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	159千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	199千円	平成27年度障害者社会参加総合推進事業(手話通訳設置事業等)実施要項	

## &lt;目的&gt;

聴覚障がい者へのきめ細かな情報提供及びニーズの把握を行い、情報不足に対する生活環境の改善を図るとともに、ホームページやメールを使用した情報発信等を行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

## &lt;主な事業内容&gt;

生活情報ニュースの提供、情報誌の発行、巡回情報講座の開催

**コミュニケーション推進事業**

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	439千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	466千円	障害者総合支援法第78条第1項 熊本県コミュニケーション推進事業(手話通訳者等派遣事業)実施要項	

## &lt;事業内容&gt;

- 1 専門性の高い意思疎通支援者の派遣      2 広域派遣

**コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業**

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	37千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	46千円	障害者総合支援法第78条第2項	

## &lt;事業内容&gt;

意思疎通支援者の派遣を行うコーディネーターを対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

**視覚障がい者歩行訓練指導等事業**

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2 (一部 県10/10)
令和3年度予算額	3,904千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,904千円	障害者総合支援法第78条第2項	

## &lt;事業内容&gt;

(福)熊本県視覚障がい者福祉協会に委託し、歩行訓練の指導ができる職員1名を新規に養成のうえ、視覚障がい者に歩行訓練指導等を実施する。

**要約筆記者指導者養成事業**

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	160千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	216千円	障害者総合支援法第78条第2項	

## &lt;事業内容&gt;

要約筆記者指導者研修の受講に係る旅費の一部を助成する。

### 失語症者向け意思疎通支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県言語聴覚士会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	799千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	814千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

失語症のある人とのコミュニケーションについて、一定の知識と技能を有し、失語症のある人を支援する「失語症者向けの意思疎通支援者」の養成を行うことにより、失語症者の社会生活等における意思疎通を支援し、自立と社会参加の促進を図る

### 障がい者芸術・文化推進事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,662千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,526千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

障がい者に対する県民の理解促進及び障がい者の社会参加を促進することを目的として、県内の障がい者芸術展等の啓発イベントを開催する。

- 1 「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
- 2 「障害者週間」啓発イベント

### 障がい者芸術文化活動普及支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,132千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,166千円	障害者総合支援法第1条 障害者差別解消法第1条	

<事業内容>

障がい者にとって重要な社会活動の一つである芸術活動を支援するため、芸術活動に係る相談支援、支援に係る人材の育成(研修会の実施)、展示会の開催、作家・作品の調査、発掘等を行う。

### 新 アール・ブリュット支援事業(単)

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	障害者総合支援法第1条、第78条第2項	

<事業内容>

海外でも評価される本県出身(在住)の障がい者の作品を本格的な芸術として県民等に認知させ、作品の売買等による収入増により障がい者の自立に積極的につなげるための支援を行う。

### 精神保健福祉大会事業(単)

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県、熊本県精神保健福祉協会、熊本県精神科病院共同組合	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	30千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	36千円		

<事業内容>

正しい保健知識の普及啓発を図るため、(公社)熊本県精神保健福祉協会及び熊本県精神科病院協同組合との共催で精神保健福祉大会を開催する。

<事業実績>

平成30年度 開催場所：熊本市 参加者数：390人

### 精神障がい者作品展開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県(委託先：(公社)熊本県精神保健福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	142千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	177千円		

<目的>

精神障がい者は社会復帰のため日々訓練を行っており、その成果品を展示することで、障がい者の創作意欲を高めるとともに、健常者と障がい者が直接ふれあう場を提供することにより、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

<事業内容>

精神障がい者の作成した作品(木工、手芸、紙工芸、陶芸品等)を県内精神科病院、社会復帰施設等に展示する。

### 地域精神保健福祉普及啓発事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2(予定) 県1/2
令和3年度予算額	246千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	306千円		

<目的>

精神障がいに対する正しい理解を促進し、精神障がい者に対する偏見や差別を是正するため、各保健所を中心に普及啓発活動を実施する。

<対象>

地域で生活する住民、小・中・高等学校生徒等

<事業内容>

- 1 地域精神保健福祉連絡協議会等の運営
- 2 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行
- 3 講演会、講習会、学習会等の開催

## 障がい者社会参加推進センター設置事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,278千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,604千円	障害者総合支援法第78条第2項	

※令和3年度予算額3,278千円のうち、611千円は障がい者権利擁護相談事業（障がい者110番事業）の再掲  
 <事業内容>

(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進する。平成19年度より、障がい者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）を実施している。

- 1 社会参加促進事業の受託実施
- 2 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）の実施
- 3 社会参加促進事業の推進に必要な情報の収集、分析及び提供
- 4 関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導・研修 等

## 地域精神障がい者レクリエーション教室事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	242千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	306千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目 的>

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を高めるため、各種レクリエーション教室を開催する。

<対 象>

地域で生活する精神障がい者、ボランティア等

<事業内容>

- 1 皆で楽しめるレクリエーション・スポーツの実施
- 2 音楽教室や陶芸、絵画教室などの開催

## くまもと障がい者スポーツ大会開催事業

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県・熊本市(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	国1/2 県・熊本市1/2
令和3年度予算額	4,525千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,451千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある方々が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的して、スポーツ大会を開催する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、ボウリング

## 地域精神障がい者スポレク大会事業

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,565千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,959千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目 的>

地域で生活する精神障がい者のスポーツ振興を図り、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解と交流を促進するとともに、本大会を通じて精神障がい者がスポーツの楽しさを体験し、親睦を深めることを目的とする。

<対 象>

県内の地域で生活する精神障がい者及びその家族、医療機関等関係者、ボランティア等

<事業内容>

毎年秋、パークドーム熊本に県内各地から集まり、地域別10チーム（約1,500人）対抗により、つなひきやリレー等の競技、交流レクリエーション等を行う。

**障がい者団体育成事業(単)**

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,828千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,828千円	熊本県障害者福祉団体の事業等補助金交付取扱要領	

<事業内容>

障がい者のスポーツ・文化活動の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し、運営費及び事業費を助成する。

**全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)**

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	16,644千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	15,537千円	全国障害者スポーツ大会について(H26.4.1文科ス2号文部科学省スポーツ・青少年局長知)	

<事業内容>

障がい者の自立と社会参加促進のため、秋季国民体育大会開催都道府県において開催される全国障害者スポーツ大会に熊本県選手団を派遣する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、フットベースボール等

**2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(単)**

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,851千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	7,632千円	熊本県健康福祉部補助金等交付要領等	

<目的>

2020年の東京パラリンピックに向けて、出場の可能性が高い県内選手を集中的に育成強化し、同大会への出場者を生み出し、障がい者の社会参加促進を図る。

<事業内容>

熊本県障害者スポーツ・文化協会が、育成・強化対象選手の所属する競技団体等に対し、練習・合宿費、大会遠征費、専門トレーナーによるサポート、競技用具の購入費用、全国大会等の開催等に要する経費を助成する事業に対し、補助金を交付する。

**身体障がい者補助犬育成事業**

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,200千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,200千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の給付に関し適当と認められる団体に対し、身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成する。



## 障害者条例推進事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	12,579千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,436千円	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	

### <目的>

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいや理由とした不利益な取扱い等に関する相談体制、事案解決の仕組みを整備し、運用することにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指す。

### <事業内容>

- 1 相談体制の整備及び運用
- 2 「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の運営
- 3 条例の普及・啓発
- 4 手話言語の理解促進

## 障害者虐待防止対策支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,523千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,633千円	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	

### <目的>

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の円滑な施行のための体制整備や普及啓発を図る。

### <事業内容>

- 1 連携協力体制整備事業  
障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とした連携会議を開催する。
- 2 障害者虐待防止・権利擁護研修等事業  
障害福祉サービス事業所等の管理者や従事者、市町村職員に対して障害者虐待防止に係る研修を実施する。
- 3 普及啓発事業  
障がい者虐待の通報義務等の広報その他啓発活動を実施する。

